

バンコクにおける日本人商業の起源： 名古屋紳商（野々垣直次郎，長坂多門）のタイ進出

村嶋英治[†]

Beginning of Japanese Commerce in Modern Thailand: Cases of Naojiro Nonogaki and Tamon Nagasaka

Eiji Murashima

There exists no reliable research works on the early years of Japanese commercial activities in Bangkok in the 19th century. This study reveals the following new facts. That is, Naojiro Nonogaki and Tamon Nagasaka, both of whom came from the family with samurai antecedents in Nagoya came to Bangkok for the first time between 1888 and 1890 and sold manufactured Japanese products, such as matches, papers, toys, ceramics, and cloisonne etc. They were the first Japanese merchants in Bangkok in the Meiji era.

はじめに

シャム（暹羅，1939年以降タイ国）の首都バンコクにおける近代日本人の商店創業の初期時代についての研究は、筆者が知り得る限り皆無である。

日本人のバンコクへの商業的進出開始と同時代あるいはそれに近い時代において、日本人商業のシャム（タイ）における起源に触れたものとしては、以下に紹介するような3~4の記述資料が存在する。しかし、その内容は、相互に矛盾しており、これらの資料は執筆者が知っている部分的断片的事実を記載したに過ぎないのではないかと思われる。

このうち、最もよく知られている資料は、函南商会（石川安次郎）編纂『暹羅王国』（経済雑誌社、東京、1897年9月9日発行）の次の記述である。

「暹羅に於ける日本商店の歴史を略叙せば、左の如し。第一 野々垣商店（既閉）、千八百九十一年の頃名古屋の人野々垣某、雑貨店を開く。山本銀介之が通弁たり。六ヶ月にして閉店。是れ実に盤谷府に於ける日本商店の嚆矢たり」（同書、152頁）。

函南商会は、1894年6月に初訪タイし翌年9月頃まで在タイした後一旦帰国し、1895年10月25日付けで再訪タイの旅券下付を東京で受けた阿川太良（1865-1900、山口県土族）¹が、石川安次郎など

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

¹ 旅券下付表に記載された阿川太良の情報は次の通りである。

旅券番号 51617 阿川太良，年齢 29年11ヶ月，本籍地山口県阿武郡萩川島村百八十番屋敷，族籍 土族戸主，現在地東京市日本橋堀江町二丁目三番地牛丸信方寄留，渡航地 暹羅，渡航目的 商業，旅券下付日 1895年10月25日（外務省記録3門8類5項8目旅券下付表，マイクロフィルム，リール旅12，東京府下付）。

石川安次郎（石川半山）編著『鐵胆阿川太良』（鐵胆遺稿（支那実見録47頁，暹羅東海巡遊記36頁），鐵胆書翰（48頁），友人阿川鉄胆（52頁）から成る，1910年6月23日発行）中の石川半山「友人阿川鉄胆」によると，阿川は長州萩の土族で，父親早世のため，母弟妹養育のため郡庁で働いたのち，1890年7月1日の衆議院の第一回選挙で当選した吉富簡一議員の

の支援によってバンコクに開いたものであり、『暹羅王国』の上記引用部分の記述は、阿川太良の情報によるものと思われる。

阿川は別の雑誌に次のように書いている。

「商業家の失敗：日本人にして暹羅に商店を開ける者の殆んど悉く失敗に歸したるは何の故ぞや。曰く野々垣商店、曰く日羅商会、曰く大山商店、曰く日暹貿易会社等が、忽ち開設して忽ち閉店したるは、何の故ぞや。曰く一に其資本の微少なるが為め也。彼等は僅かに千円位の荷物を携へ来て開店し、後荷の続く者なきが為めに倒るる也、是れ至当の事のみ、暹羅貿易の罪に非る也」(阿川太良(暹羅国盤谷府、函南商会主人)「日本と暹羅との交情」、『大日本』(大日本社)、第3巻第2号、1898年4月15日号、94頁)。

一方、1891年5～6月に日本商品買付のため来日した、タイ人官吏クンペエに通訳として同行して一時帰国した山本安太郎(1872年6月生、福島県士族、1888年3月渡タイ)が、名古屋の地方新聞、扶桑新聞のインタビューに「暹羅には斯く日本品を需用すれども商店としては曾て名古屋の人長阪某の雑貨店ありしも今は引払ひて一軒もなし」(扶桑新聞1891年5月28日号)と答えている。

また、1911年12月初めに挙行された、ラーマ6世王の戴冠式祝賀のために来タイした、曹洞宗の日置黙仙(1847-1920、名古屋日泰寺建立の中心人物)に随行してきた来馬塚道(1877-1964)²は、その著作、『黙仙禪師南国巡禮記』(平和書院、1916年)で次のように述べている。

「明治渡暹者の先駆、此の大鳥公使の渡航[明治8年3月]の後十余年を経て、明治二十年に、暹羅国の国使始めて我国に來り、それより、兩者の意志漸く疎通して、同年九月二十六日の航海修交条約[正しくは「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」]の調印、翌二十一年一月二十三日の批准となり、更に、明治三十一年の改訂[正しくは明治31年2月25日調印の日暹修好通商航海条約締結]となり、今日まで、益々国交は良好なるに至つたことは、既に人の知る所であるが、其国交の開始以前(ママ)、同国へ渡航した日本人は長阪太門(ママ)と云ふ人で、逸早く盤谷に來つて商店を開いたことがあるさうだが、其後山本銀介と云ふ人が渡航して、深く暹羅事情を研究し、又、山本安之助[安太郎]氏と云ふ人は、最初の国使バスカラオンゲセピヤパー[プラーヤ・パーサコーラウォン]氏の便宜を得て渡暹し、引続き、佐々木寿太郎、田山九一氏なども渡つたが、佐々木氏は、真摯に暹羅事情を研究したけれども、不幸にして中途に死亡し、田山氏は今も、工部省の役員(ママ)となつ

書記に雇われ上京した。帝国議会議事終了後も在京し、『庚寅新誌』(こういん・しんし、手塚猛昌社長、手塚も長州藩下級武士の出身)で会計主任を担当したという。但し、庚寅新誌第34号(1891年7月16日)から82号(1893年7月16日)までの同誌裏表紙に「発行兼編輯人、阿川太良」と記載されており、石川の言うような会計主任だけに限らず、編輯出版の責任者であったと思われる。阿川は1893年6月末に清国に旅立ち、94年6月にはシャムに移動した。阿川の清国渡航を庚寅新誌は次のように報じている。即ち、「阿川太良氏：本社の阿川太良氏は、久しく支那漫遊の志ありしも、社務徳忙更に間を得ずして、専ら社務に従事したりしが、東洋日に多事、殊に近日暹仏の事あるに及んで、雄心勃勃禁ずること能はず、遂に百事を抛ち、孤身短褐、客月下旬を以て、漫遊の途に上れり、今や長鯨に駕し洪濤を蹴て大海の上を進行せん、而して我國の紛々擾々たるものを回想せば、氏や益々慨然する所あらん」(『庚寅新誌』第7巻83号、1893年8月1日発行、47頁)。阿川の海外渡航の契機は、1893年のシャム・フランス衝突事件であると記しているが、そうであればどうして最初にシャムではなく、清国に渡航したのかという疑問が生じる。函南商会開業後は、阿川は主としてシャムに留まり、1900年マレー半島調査に赴き病を得て、同年7月30日シンガポールで客死した。

² 来馬は、1901年に曹洞宗大学林(駒沢大学の前身)を卒業後、雑誌『伝道』の主筆。1902年5月18日に自ら結婚式を仏式で挙行し仏式結婚式の模範を示した(中外日報1902年6月3日号)。多数の著作を物すと同時に、曹洞宗内で要職を務め、戦後第1回の参議院議員選挙にも当選している。極めて精力的な人物であったようで、この『黙仙禪師南国巡禮記』は、和文864頁に上り、かつ英文の要約も付いている大作である。

て居る又、其頃織田得能、善連法彦など云ふ仏教徒の渡暹したことも、今猶、一部の人には知られている。而して、其後追々多数の日本人が渡航して、日暹関係は、人民の間に於ても漸く密なるに至つたのであるが、其等の詳細のことは、今省略することとし、吾人の見聞した中で、暹羅と日本との関係につき、異彩を放っているものは、岩本千綱氏の内地縦断旅行と、仏舍利奉迎の盛事とであらう」(同書、132頁)。

在盤谷帝国領事田邊熊三郎が1908年(明治41年)12月23日付で「暹国に於ける日本人」を本省に報告した。同報告に掲載された暹国(シヤム国)における日本人商店を、開店年月の明治を西暦に換え、かつ開店年月の古い順に並び替えて表にしたものが第1表である。

第1表 バンコクの日本商店(1891~1908年)一覧(開店順)

商店名	取扱商品	開店年月(西暦)	閉店年月(西暦)
野々垣商店	雑貨	1891	6ヶ月にて閉店
日羅商会	雑貨	1895.1	1896.1
大山商店	麦酒	1895.8	1896.4
桜木商店	雑貨	1895.8	1899.3
図南商会	雑貨	1895.11	1901.6
都築商店	雑貨	1896.4	1898.3
大山商店	陶器	1896.10	1898.8
日暹貿易会社	雑貨	1896.11	1ヶ月にて閉店
野崎商店[洋行]	雑貨	1898.8	1902.12
中野商店	茶及雑貨	1898.10	1899.6
池崎商店	雑貨	1899.3	
協垂商会	雑貨	1899.3	1904.10
山口商店	雑貨	1899.5	
渡辺商店	雑貨卸売及黄楊輸出	1899.8	1904.4
河野商店	雑貨卸売	1904.2	
大山商店	雑貨	1904.4	1905.3
夏目商会	煙草	1905.1	1906.6
矢吹商店	雑貨	1905.3	1906.8
日暹商行	雑貨	1905.4	
江畑商店	雑貨	1905.5	
本多商店	雑貨	1905.6	1908.4
三井物産会社出張所	輸出入貿易	1906.7	
尾崎商店	雑貨	1906.8	1908.10
大山商店	雑貨及洋服裁縫	1907.1	1907.5
大山商店	雑貨及石版印刷	1907.3	
山口商店	雑貨	1908.4	

出所:「暹国に於ける日本人」(明治41年12月23日付在盤谷帝国領事田邊熊三郎報告), 外務省報告課『通商彙纂』明治42年13号(明治42年3月8日発行), 57-58頁。

田邊熊三郎領事の上記報告は、「長阪」のバンコクにおける開店については全く言及がなく、野々垣商店の開店についても年のみであり、何月開店かの情報は欠落している。この理由は、1897年に新設された在バンコク領事館が、それ以前の資料を有しておらず、田邊は、函南商会（石川安次郎）編纂『暹羅王国』（1897年）の上記資料にのみ依拠したためであると考えられる。

このように、同時代に近い上述資料において、バンコクにおける日本人商店の嚆矢を「野々垣某」と「長阪某」としたものの二種類があるが、同一の資料のなかで両方の名に言及したものはない。それ故、長阪とは、野々垣のことを誤記したに過ぎないのではないか、あるいはその逆ではないかという疑問も生じ得る。

仮に、野々垣と長阪が別個の人物であったとしても、彼等のフルネームやプロフィール、更にはどうしてタイに商店を開くことになったのかという経緯やタイでの営業の実態、そもそも明治24年創業は間違いなのか、などについては全く調査がない。

本稿は、現在のタイ国で隆盛を誇る日本人ビジネスの起源をできるだけ明らかにしようとする試みである。なお、引用文中の〔 〕括弧内の記述は、筆者による訂正・補足・コメントなどである。

第1節 野々垣直次郎

まず、野々垣の実名を明らかにしないと、次の調査に進むことができない。そこで、手掛かりを求めて野々垣の出身地である名古屋で、彼がタイに初めて野々垣商店を開いたという1891年当時に発行されていた日刊地方新聞を読むことにした。大都市の名古屋だけあって、当時既に6紙（扶桑新聞、新愛知、金城新報、天下新報、時務日報、三河新聞）もの日刊地方紙が出ていたという（扶桑新聞1891年6月10日号）。このうち、現在国会図書館所蔵のマイクロフィルムで読むことができるのは、新愛知（1888年7月5日に大島宇吉らが創刊）と扶桑新聞の二紙だけである。両紙とも自由党系の新聞であることは紙面を読めば一目瞭然である。

新愛知は創刊号が保存されているが、数ヶ月に亘る欠号が何度もある。一方、扶桑新聞は創刊3年目の1889年末から保存されているが、欠号は少ない。マイクロ中にある最初の号から1892年末まで読んでみた。

期待通り、扶桑新聞の1891年5月から7月にかけての号に、野々垣に関する多数の記事を見出すことができた。但し、この時点では野々垣は名古屋に住んでいる。

先ず手短かに結論だけを書いておこう。

野々垣某の名は、「名古屋市伊勢町八十五番戸士族野々垣直次郎」。野々垣直次郎（1852-1904）が商売のためにタイ渡航の旅券を取得したのは、1888年。渡タイしたのは、1888年末か1889年である。後に禅僧として名声を馳せた釈宗演は、セイロンからの帰路、1889年7月10日から21日までバンコクに滞在した。殆ど無一文であった釈宗演は、来タイ後、紳商野々垣直次郎から10円の借金をした。釈宗演はタイ側の受け入れへの不満を綴った複数の日本の知人宛書翰を、1889年7月15日にタイを出発して帰国の途に就いた野々垣に託した。野々垣は再びタイに戻る予定であると記されているが、実際に来タイしたかどうかは不明である。

日本商品購入の命を受けて来日したタイ人官吏クンペエ（表記はクンペイ、クンペー、クムペエなど多数）の通訳、山本安太郎の1891年5月時点の話によれば、以前バンコクには長阪某の雑貨店が

存在したが、話の時点である 1891 年 5 月には、バンコクには日本商店は全く存在していないという（扶桑新聞 1891 年 5 月 28 日号）。

1891 年時、野々垣直次郎は名古屋に在ってクンペエの世話をしていたことは、扶桑新聞 1891 年 6 月 24 日号に野々垣直次郎のクンペエに関する広告が掲載されていることから明らかである。1891 年時の扶桑新聞に、野々垣の名が登場するのは、クンペエとの関連においてである。野々垣直次郎は、1898 年に名古屋市会議員に当選、1904 年 4 月 6 日に死亡するまで在職した。また、1899 年 9 月には名古屋市選挙区から愛知県県議員に当選し 4 年余在職している。なお、愛知県会史の記録では野々垣の族籍は平民と記されている。

以上から野々垣商店がバンコクで 1891 年に創業したという『暹羅王国』記載の情報は疑わしく、それよりも 2 年遡る 1889 年であったものと思われる。

さて、以下に扶桑新聞に 1891 年 5 月から 7 月にかけて掲載された、クンペエと野々垣直次郎関連の記事をそのまま引用したい。これらの記事には、日本とシャムとの関係に関する知られていない事実や訪日タイ人による日タイ比較という興味深い事柄も記されている。

扶桑新聞 1891 年 5 月 28 日号「暹羅国政府日本品を買んとす、暹羅政府は頃日同国収税官吏「クンパハ」といへるものに同政府雇通弁官山本安太郎氏を伴はしめ王室の用品買入れの為め我日本に派遣することとなり其途次香港に立寄り同地にて既に日本品夥多を買入れ居れり又我国に來りたる上は諸種の物品を買入る内にも陶器織物を第一の目的とするよにて右山本氏の直話に拠れば織物の如きは多くは西京西陣の機元に注文するよし又暹羅には斯く日本品を需用すれども商店としては曾て名古屋の人長阪某（ママ）の雑貨店ありしも今は引払ひて一軒もなし又虎列拉は目下盛んに流行しつつありと」

扶桑新聞 6 月 7 日号「暹羅国侍従の來名、暹羅国侍従ウィチャンサリー、グニベエ氏は同国帝室の用品及び他の物品を凡そ一万円余購入せんが為め東京より一昨々日 [6 月 4 日] 來名し富沢町の有隣亭へ投宿せられしが何か都合ありて一昨日 [6 月 5 日] 栄町の山田もと方へ宿替へをなしたりと因に記す氏は当市に一ヶ月程滞留するの予定なりと云ふ」

扶桑新聞 6 月 9 日号「我尾張とシャム国、シャム国人の來名、シャム王国の人ウィチャンサリークンペエ氏は此程当名古屋に到着せり氏は同国王の侍従にして収税の官を兼務する人なる趣なるが今回は表面は一商人の資格にて來りたる由にて国王の用度品買入を兼て貿易商況觀察の為めなりと云ふ而して又同氏は当地に於て市長県知事其他二三商人の周旋にて都合好く其用を達すべしと云ふ吾人は一般日本人殊に尾張人が親切を以て接せんことを望まざるを得ず

シャム国が東洋に於けるの関係、今日の状態を以て欧亜兩州の形勢を察するに一目し以て興亜の必要を感じずんばあらず夫国を亜州に成する者多し然れども得て能く独立国たるの実を全（まっど）ふする者果して幾許かある或は英に或は仏に或は露にその要領を占めらる然らざれば則ちその羈絆の下に立たざる者果して幾許かある殊に方今に至り露英を始め欧州諸強国の着眼は東漸して亜州に移転し來り龍躍虎嘯の演劇は早晚東洋に在て得て免がれ能はざるべき所と為すシャム国

の如き亦之が要衝に立つ者と謂はざるべからず東洋將に多事ならんとする今日に於ては亜細亜の諸邦国は輔車相依る者なり彼我互に勉めて相扶助し相奮勉せしめずんばあらず以て各自の独立自由を安全ならしめずんばあらざるなり

日本人とシャム人との交通、シャム国が東洋に於けるの關係は概ね右開陳したるが如し然り而して我が日本人がシャム国人と交通を始めたる沿革を探窮（ママ）するに早く既に文禄年間に在るが如し元和寛永の交に於ては日本有為の士にして商と為り該地に航したる者少からずと云ふ夫（か）の山田長政がその勇剛とその才学とを以て大にシャム国王の親信する所と為り終にイビル国王と成りたるの偉蹟に至りては両国交通の美談として後世永く遺（わす）るる能はざる処なるべし

尾張とシャムとの交通、山田長政の偉蹟に至りては両国の史乗永く載せて双方交通の誼を遺れざるべし長政は実に我尾張の人なりと云ふ（尤も或る一説には勢州〔伊勢〕の人なりとも云ふ）然り而して今回ウィチンサリークンペエ氏が我日本に来るや先づ我名古屋に来（きた）る者は先きに名古屋の人野々垣某が該地に向て商業上の行を為したるの交通に因由すと嗚呼昔者長政既に尾張より出でて業（すで）に彼が如きの偉蹟あり今時ウィチンサリークンペエ氏我日本に来るや先づ我が尾張に来るもの尾張の人野々垣某との縁故に出ると云ふも亦豈に一奇縁と謂はざるべけんや尾張人は最も親切に接待し出来得る丈の便益をシャム人に与へ以て益々信交を彼我の間に保つことを勉めざるべからず今の世弊権勢に媚び富強に諂ひ而して貧弱を顧みざるの患なき能はず今夫（それ）シャム国は貧弱国也と謂（いは）ず然れども富強国と称すべからず宜しく気侠の心を以て飽迄好意を以て接待し将来益々親密を加へ来らんこと望まずんばあらざるなり東洋の形勢上よりして然らずんばあらざるなり将来の政略上よりして然らずんばあらざるなり従來の交誼上よりして然らずんばあらざるなり今回来名の厚意を迎ふるの上よりして然らずんばあらざるなり」

扶桑新聞 6月9日号「クンペイ氏の登庁、暹羅国侍臣クンペイ氏は前号に記せし如く昨日通弁と共に志水市長の案内にて県庁へ出頭し岩村知事初め柳本書記官、原川 西村両参事官等と暫時談話せり」

扶桑新聞 6月9日号「愛知県仏教会暹羅人を招待す、暹羅国は従来仏教隆盛の地にして殊に其国王の如きは頗る熱心に仏教を奉ぜらるる由なるが今回同国人クムペイ（ママ）氏来名せしに就き愛知県仏教会にては来る十一日同氏を門前町の西別院へ招待して饗応し同日は各宗取締及び同会理事員等も参席する由」

扶桑新聞 6月10日号「暹羅国の侍官、クンペー氏の一行は昨日尾州東春日井郡瀬戸村へ陶器の見物に赴かる」

扶桑新聞 6月12日号「遠島村七宝工場の巡覧、再昨九日シャム人クンペエ氏は通弁山本安太郎氏及び野々垣直次郎、加藤喜久治、青山仁三郎等諸氏と共に海東郡遠島村へ七宝焼縦覧に赴きしが諸氏は同郡長横田氏の注意により物品便覧の好都合を得たり又同一行は予て携帯せし王宮備付

品雛形を示して価額数千円の品物を注文せしとぞ扱此の景況にては七宝焼は将来シャム国との貿易上に望みありと某氏は語れり

○津島町高等小学校の巡視 右一行には同郡郡長の案内にて同学校に臨み生徒の学力及び兵式体操を一見したるがシャム人クンペエ氏は斯る僻遠の地にして尚ほ斯る学校と生徒あるかと嘆称せしと云ふそれより帰途津島神社に詣で芳心亭に一休したるが同郡郡吏は同処へ出張し茶菓などを饗応し万事待遇怠らざりし夜に入りて帰名せりと

○旧跡を過ぎ感転（うた）た極まる 別項にも記する通り津島へ赴くの途次同行諸氏は遙に前代の快男子山田長政の出産地（津島を拒（さ）る一里計）を望み長政の旧事を談話しクンペエ氏も懐古の情を呼び起し転た感涙を催せりと

○シャムに於ける日本町 右長政の事蹟杯語りし時クンペエ氏の話に抛ばシャム国首府なるバンコック（ママ）には今尚ほ日本町と称する町名ありと云ふ因に記すシャム人は容貌骨格等日本人と異なる処なし

○天守閣拝観 シャム人及同人関係人の一行は昨十一日午前本県外務掛の案内にて天守閣を拝観し午後は前号の紙上に記せし如く西別院に催す仏教信徒の招に応じたり

扶桑新聞 6月13日号「シャム国人来往の小歴史、去る明治十九年〔正しくは二十年〕シャム国王族デバオングセス〔テーワウォン親王〕氏（外務大臣）始めて国王の使節となりて我邦に渡来し親しく我国の状況を視察の上帰国す次いで翌年又ピーア、バスカラオンス〔プラーヤ・パーサーコーラウォン〕氏（枢密院長兼農商務大臣）来り交通貿易を開かんとするの希望にて遂に我邦と仮条約を結びたり今回通弁としてクンペエ氏と共に帰朝したる山本安太郎氏は同大臣が伴ひ行きし者なり本願寺よりも生田善連両氏亦渡航するに至れり其後当名古屋の神野（じんの）金之助森本善七野々垣直次郎の諸氏は貿易の目的を以て彼の国に渡航して之れが目的を達せんことに決し遂に野々垣氏は商品を携帯し彼国に行き交通貿易をなすに至る昨年〔1890年7～8月〕又同国人パヌラヌオングス〔パーヌランシー親王〕氏（同国陸軍大臣）来り各地巡覧の上大に我国の情況を知るに至れり茲に於いてか今回同国王侍従クムペエ（ママ）氏又漫遊に托して来りしが其実王室備付品の購求の為めなりと云ふ

○クンペエ氏 暹羅国王の侍臣なる同氏は愛知仏教会員の招待に拠り一昨日午後四時三十分頃通弁及び案内者と共に門前町の真宗本派別院へ赴き先づ仏前に参詣し其れより茶室に至り茶菓の饗応を受け暫時休憩の上書院広間に於て来会者一同に面会せり此時水野道秀氏は会員に代りクンペエ氏を招待したる趣意を述べク氏は黙礼して其厚意を謝し一場の談話を為せり其要旨は暹羅国の仏教も日本と聊か異なる所なし然乍我邦（暹羅）には四個の禁制あり第一盗する事、第二殺生する事、第三僧は妻帯せぬ事、第四僧は虚飾せぬ事、又国王始め一般の儀式は仏前に於てする筈にて大臣となる者も一度は必ず僧となるも其年限は至つて短し一般の僧侶は托鉢して修業せるも大臣は托鉢せず（ママ）又日本の僧侶は種々佳美なる衣を着るも我邦は一般に黄色の衣を着袈裟も三通りの外に用（い）ず云々日本と交流を親密にすることは素より希望する所なりと述べ右にて一同退散し夫れより直に下茶屋町の大谷派別院及び橘町の東輪寺へ参詣し同寺にて普茶の饗応ありしとぞ

○瀬戸陶器工場 シャム人クンペエ氏が此頃各地の工場を巡覧し居ることは屢々報じたる処なるが同氏は再昨十日には尾州東春日井郡瀬戸村へ赴きたる処村長水野寛氏磁工組頭取加藤左衛門氏始めの周旋にて陶器館を始め加藤氏川本氏等の工場竈場を巡覧し此間宮田瀬戸分署長は出張して夫々注意を尽したりしがクンペエ氏は大に技術の精巧を感賞し是迄同国へ輸出したる物品の高価なるに疑ひを抱き居りしが此現場に臨み大に手数を要する事を実見し始めて其の実価あるを了解せりと

○象頭の柱掛 クンペエ氏は陶器の事に精しき人と見へ夫々詳細の説明を聞り大に満足の様子にて興に乗じ自ら粘土を取り即座に象頭の柱掛を手製し今回来遊の記念として残置たるが其製作の妙なる人々実に感心せりとぞ

○座上の弾琴 右一行は帰途小幡村大島〔大島宇吉〕氏の宅に休憩す座上琴ありクンペエ（ママ）氏は琴瑟の心得あるの人なるべし採りて弾じたりしがその韻甚だ妙なりしと云ふ

○上京するやも計り難し クンペエ氏は都合に拠れば至急上京するやも計り難し尤も上京したればとて復び来名すべしと昨日本社社員が同氏を訪ひたる時語られたり」

扶桑新聞 6月14日号「クンペエ氏の談話、同氏は王室備付品調達の為め先日来彼処此処巡覧したるも何分思はしき品物乏しき趣なり又彼のシャム国も近時追々進歩の気運に就かんと欲し首府バンコックより支那に通ずるの鉄道線路を敷設する由なり全体今の国王は民情を厚く重んぜらるより時々微服して一二侍士と微行し民情を視察することに怠らずと右は社員〔扶桑新聞社員〕への物語

○入浴せず クンペエ氏は来名以来更に入浴せざる由なり今其の次第何故と尋ぬるに氏は人に肌膚を見らるるを太（いた）く厭ふ趣きにて全く之れが為めなりと云ふ

○寒冷 クンペエ氏は寒冷（さむい）寒冷と申さるる趣きを聞込みたる故其は何故や此の暑気に向つて寒冷寒冷の声を聞くとはと尋ぬる者も之れあるべけれどもシャム国は熱帯地方に位するが故なり

○クンペエ氏の出京 同氏は予記の如く昨朝笹島発の一番汽車にて出京せしが氏は近々復（ふた）び来名すること予期の如しと云ふ」

扶桑新聞 6月23日号「クンペエ氏の再来、クンペエ氏は通弁山本安太郎氏と共に一昨日横浜より再び来名し栄町の山田屋へ投宿せられしが旅行免状に行違の廉ありて今朝神戸へ向け出発する由」

扶桑新聞 6月24日号「クンペエ氏の告別、暹羅国王の侍臣クンペエ氏は昨日 本県庁へ出頭し柳本書記官に面会し種々在名中厚意に与りたる挨拶を為し用事も整ひたれば近々帰国すとして告別の辞を述べ其れより帰宿の上旅装して神戸へ向け出発せしが同港より乗船して帰国する由」

扶桑新聞 6月24日号広告「シャム国人クンペエ氏滞在中は懇篤なる御待遇に預り奉鳴謝候一々参堂御礼可仕之処帰国匆匆之際取紛れ候に付宜敷伝へ呉れる様申越候間同氏に代り茲に御礼申上

候也 六月二十三日 野々垣直次郎」

扶桑新聞 6月26日号「無届で止（とめ）た料、当〔名古屋〕市伊勢町八十五番戸士族野々垣直次郎氏は無届にて此程来名〔名古屋〕したるクンペエ氏を止宿せしめたるに依り再昨日〔6月24日〕五拾銭の料に処せられたり」

扶桑新聞 7月23日号「君平氏溺死す、本月十二日香港にて一の死体の海上に浮べるを発見し段々取調べたるに是は先頃美術上の視察を兼ね宮中の御用品購求の爲め我国に來りし暹羅の官人君平（クンペイ）氏の死体なりとのこと知れけるよし儲（さて）如何にして氏は斯る最期を遂しかと云ふに我国よりの帰途仏国郵船アンコナ号にて同港に着し同国領事館に立寄りて船に歸らんと三板（通船）に乗りて波止場を離ると間もなく何故にや投身したるなりと云ふ但し隨行の日本人某は船に残りありて無事なるよし。

編者曰く右は昨廿二日発売の大坂朝日新聞に見えたりクンペイ氏は先般我名古屋市に滞在し海東郡、東春日井郡に七宝焼瀬戸焼等の景況を巡視し本県下三四者と談じ将来日本とシャムとの間に於て聊か規画する所もありし由なるが今は果して此の悲哀の事ありしが実に一驚の外なきなり知らずクンペイ氏は何の爲めに斯る浅猿（あさまし）き最期を遂げたるか確報を得て更に記載すべし」

扶桑新聞 7月26日号「クンペイ氏の水死に就ては去廿三日の本紙に何の爲め水死せしか此報の真偽如何聊か疑ひを存し記し置きたるが今当市に於て氏に親く接したる或人の話を聞くに氏が帯び來りたる王室備用品の用事何分思ひ通りに調達行届かず此儘にて帰国成り難し云々と言ひたることありたる由なれば彼と此とを思ひ合すれば今回氏の不幸も或は此辺よりせしものかと」

1888年初めパーサコーラウォン（1849-1920）が日暹修好通商宣言の批准書交換のため來日した際、バンコクでタイ語を学ばせるために山本安太郎、山本銀介の二青年や、タイ仏教を学びたいという真宗僧侶の生田得能、善連法彦を連れて歸った。彼等は1888年3月からトンブリー側ワット・プラユーンに隣接するパーサコーラウォン邸に宿舎を与えられた。付言すれば、彼等の後に來タイした岩本千綱（1892年來タイ）、石橋禹三郎（1893年來タイ）などもパーサコーラウォン邸を住居としており、パーサコーラウォンは初期來タイ日本人の庇護者であった。

上記扶桑新聞1891年6月13日号の記事によれば、パーサコーラウォンの來日（1888年1月）直後くらいに、名古屋の神野金之助（1849-1922）、森本善七（1855-1928）、野々垣直次郎（1852-1904）の3実業家は、タイとの貿易事業を行うことを決め、このうち野々垣直次郎が、商品を携帯してタイを訪ねたという。外務省外交史料館に保存されている、旅券下付表によれば、野々垣が旅券を下付されたのは、両山本青年や生田、善連と同年、即ち1888年のことであるから、時期的に符合している。

当時、既に日本商品はタイでも大人気を博していた。

例えば、1890年4-5月に5世王（チュラーロンコーン王）はマレー半島を一周する旅をした。まず、マレー半島の西海岸のタイ領ラノーン、パンガー、プーケット等を経て、ペナンへ。5月23日

にはペナンで「日本車」（即ち人力車）に乗って市内を見学，マラッカを経て5月30日にシンガポールに到着した。国王はプラーヤ・アヌクーン（陳金鐘）シンガポール総領事の私邸に宿泊し，お供の者はホテルに泊まった。翌31日，即ち国王のシンガポールにおける初日の日程は，「14時御写真撮影，15時総督代行謁見，16時病院二ヶ所訪問1000ドル寄付後車で市内巡覧して夕刻帰邸，21時過ぎ再外出 Wing Sang という中国人の店で日本品をお買い上げ，23時帰邸」（タイ国立公文書館 So. Bo.17, ソムモット親王日記第8巻，1890年）である。

このように1890年5月にシンガポールを訪問された5世王が同地で，最初に訪ねられた商店は日本商品販売店であった。これはタイの王侯貴族の日本商品好みを示す恰好の資料であろう。なお，5世王時代，ラノンからプーケットに至るマレー半島西海岸で徴収された多額のスズ採掘税や徴税請負人納付金は，バンコクに送られることなくペナンのイギリス銀行支店に預金され，国王の外遊や多数の王子の欧州留学に用いられた。更に付言すればソムモット親王は5世王の7歳年下の異母弟で同王の秘書長官を生涯に亘って務めた人物である。この親王の30余年の日記は，5世王時代を理解する最高の資料である。タイ国立公文書館では，遺族からこの日記の複写を得て公開していたが，2013年初めに閲覧できなくなった。

また，1891年3月，ロシア皇太子ニコライ（1894年11月に皇帝ニコライ2世として即位）は日本訪問に先立って東南アジアも歴訪し，タイにも同年3月19日から25日まで滞在し大歓迎を受けた。3月19日，5世王主催の晩餐会が開催された王宮は，象の旗などとともに多数の赤い日本提灯で装飾されていた（『タイ官報』第7巻，475-481頁，1891年3月29日号）。ここからもタイ王室の日本趣味をうかがうことができる。

タイ人官吏クンペエが，山本安太郎を通訳として来日したのはその頃である。上記引用新聞記事を見ると，クンペエの来日目的は，王室備付品の購入だというのが，クンペエの名前が一定していないだけでなく，その肩書きも収税官吏，侍従，侍臣，侍官など，と一様ではない。

そもそもクンペエは何者なのだろうか。

通常5世王が王命で派遣する場合は，それが国内の地方であっても赴任前に国王に謁見が許され，それが官報に掲載される。まして，王命で海外に派遣する場合は，重大事であるから必ず拝謁するはずである。しかし，1890-1891年当時のタイ官報には，クンペエを日本に派遣すると言った記録は勿論，日本に買付のため官吏を派遣するといった類いの記録は一件もない。また，1930年代半ばまでのタイ官報には官吏等の死亡欄があったが，1891年7月12日ごろ香港で投身自殺したクンペエの死は，官報死亡欄に報告がない。

それ故，クンペエは王命によって派遣されたのではなく，私的に派遣されたのではないかと考えられる。彼を派遣したのは，子飼いの山本安太郎を通訳に付けていることから見て，パーサコーラウォンに違いない。5世王が信頼する王弟たちと同等の権勢を誇ったパーサコーラウォンは，妻プリアンの弟であるプラーヤ・リティロンロナチェート（1853-1929）を，英語が不自由であるにも拘わらず，初代駐日公使に押し込んだ際にも，山本安太郎を通訳として付けている。

当時プラーヤ・パーサコーラウォンは農務大臣であった。同時に彼は大蔵省に属する税関局長をも兼務していた。しかし，未だ行政系統が整理されておらず，税関局長は農務大臣よりも重要ポストであり，農務省が税関局の建物内に置かれている有様であった。

そこで彼の農務省または関税局の部下に、クンペエらしき名前の人物がいないかどうかを調べてみた。上記扶桑新聞の6月7日、9日の記事からクンペエは、ウィチャンサークンペエという長い名で呼ばれていたことが判る。当時タイには苗字は未だなく、タイ人はほとんどが一音節からなる短い名前しかもっていなかった。それは官僚貴族においても同じである。しかし、彼等は任官昇進によって、国王から官位とともに長い官名を与えられた。ウィチャンサークンペエは官名と実名とを連結したもののように思われる。

ラッタナコーシン暦109年(1890年4月～1891年3月)の農務省官吏一覧を見ると、省付官吏の一人に、หลวงวิจารณ์สวัสดิ์ หม่อมราชวงศ์แพ (ルアン・ウィチャーンサーリー、モームラーチャウォン・ペー) という人物が存在する(『タイ官報』第7巻、200頁、1890年8月31日号)。この名は、ウィチャンサークンペエとほぼ一致する。ルアンは官位、ウィチャーンサーリーは官名、ペー(ペエ)が実名である。異なる点は、クンがモームラーチャウォンになっていることである。モームラーチャウォンは、国王のひ孫に当たる者のタイトルであるが、タイの王族は国王の孫までなので王族ではない。もし、モームラーチャウォン・ペーを簡略に、クン・ペー(คุณแพ)と呼んでいたのであれば、両者は同一人物と見做してよい。その可能性は少なくない。何故なら、タイ口語では、男性モームラーチャウォン即ちモームラーチャウォン・チャーイ หม่อมราชวงศ์ชาย は、通常クン・チャーイ(คุณชาย)と呼ばれることに示されるように、モームラーチャウォンの代替としてクンを使用する例が存在しているからである。

しかし、クンペエがルアン・ウィチャーンサーリー(モームラーチャウォン・ペー)だと判ったところで、それ以上彼についての情報は無い。

クンペエはパーサコーラウォンが私的に日本に派遣したものであるとすれば、その目的はどこにあったのだろうか。

1891年当時、タイでは路面電車会社の設立、コーラート鉄道線建設への資金募集、運河開削会社の設立など、欧州人とタイの王侯貴族たちの共同出資による事業が活発化していた。タイの王侯貴族たちは、株式会社制度の運用を経験し、資本主義的投資に関心を高めていた。このような中で、日本商品の需用が高いことを知るパーサコーラウォンは対日ビジネスを考えていたのかも知れない。1888年初め批准書交換のため来日した際、山本安太郎と山本鋳介の二青年を伴って帰国したのも、単に彼等を教育してタイと日本との架け橋になる人物として育成しようという意図だけではなく、日本との私的ビジネス等において通訳として使おうという考えがあった可能性もある。

後述の積宗演の書翰から推測して、1889年7月以前に来タイした野々垣直次郎は、山本安太郎、山本鋳介、生田得能と同様にパーサコーラウォン邸に宿泊したと思われる。野々垣はパーサコーラウォンと面識ができただけでなく、王侯貴族への日本品販売に、パーサコーラウォンの力を借りた可能性もある。野々垣は、多分パーサコーラウォンの紹介でクンペエとも面識ができ、1891年6月にクンペエの名古屋訪問時に援助しただけではなく、クンペエが旅行免状なしに名古屋を再訪して旅館に宿泊を拒否された際には、自宅に泊めている。このため、野々垣は50銭の科料に処された。

クンペエの自殺の理由について、野々垣らのタイ商売の経験を学び、更にクンペエの斡旋による大規模なシャム貿易を構想していた、大島宇吉(1852-1940、自由民権運動闘士、新愛知新聞創業者)の伝記には次のように記されている。

「五、暹羅遠征と貿易商会 恰もその頃名古屋の実業家本多某〔長坂多門の筈〕、野々垣某〔野々垣直次郎〕の両氏が商用を帯び暹羅国を巡歴して帰朝した。是より先翁は台湾、朝鮮等の国情を具さに調査されたが、両氏の帰朝を機会に暹羅国の事情を詳細聴取して文化の程度等を知ることを得、暹羅国との貿易を開き、先づ外貨を獲得して、然る後機を見て山田長政の軌を学ばんとする理想の下に秘策を胸中に描きつつあつた折柄、偶々暹羅の侍従長（ママ）クンペーなる人が近く執り行はれる暹羅国皇帝即位式（ママ）の調度品購入の御用命を奉じて来朝した。同氏が七宝焼購入の爲め来名した機会を捉へ、一夕小幡の本邸に招じて暹羅の国情を具に聴取し且つ貿易の交渉を遂げて尽力方を依頼され、その翌日愛知県知事勝間田稔にも紹介の勞を執られた。此の時クンペーは知事室を眺め廻して『恰も暹羅の宮中の如き立派な部屋』だと眼を瞠〔みは〕つて驚いたと云ふ逸話もある。

斯くして翁は長谷川五郎（現新愛知重役長谷川良平氏厳父）加藤喜久治（元新愛知支配人）等と共に垂細垂貿易商会を設立された。加藤氏は専ら貿易品の仕入れを担当し、長谷川氏は暹羅に渡航して販売の衝に当るべき諸般の手筈を整へ、呉服、雑貨、漆器、七宝焼等を仕入れる一方汽船の購入契約も了へ、大々的に南方進出の計画は進められた。然るにクンペーは東京滞在中持前の遊蕩性を發揮して花街に足を踏入れ吉原遊妓に耽溺して荒亡流連数十日文字通りの酒池肉林に浸り、重要な王室の御用命を忘れたかの如くであつた。斯くするうちに暹羅国皇帝即位（ママ）の大礼も目睫に迫り本国よりは櫛の歯を引く如く帰還命令は発せられた。クンペー、已むなく名残り惜気に吉原から御輿を上げ帰国の途次再び名古屋に立寄つた。翁は此の機会に同氏と同行暹羅に渡航せんとせられたがクンペーは之を拒み、皇帝即位の大礼終了後再び日本に来訪すべければその節同道すべしと約して西下し、神戸港より独逸船に便乗歸路に着いた。懸て船の香港に到着するやクンペーは甲板より海中に投身自殺を遂げた。果せる哉、クンペーの所持品は名古屋で購入せる七宝焼以外何物もなかつた。

斯くの如く、暹羅へ渡航後唯一の斡旋者と頼みにせるクンペーは自殺し、購入契約をせる汽船は不幸にも沈没し、加之世界情勢は刻々に変化して、翁の雄図も空しく、暹羅遠征も貿易事業も遂に挫折した。然し翁の一生を通じて此の当時が覇氣満々最も活気ある時代であつた。」（野田兼一編纂（尾佐竹猛鑑修）『大島宇吉翁伝』新愛知新聞社、1942年10月18日発行、136-137頁）。

なお、クンペエの自殺は、シャムの駐香港領事（当時はイギリス人）からシャム外務大臣宛てに間違いなく報告されたものと思われるが、この時期の駐香港領事から本省への報告文書はタイ国立公文書館では見いだせない。

第2節 釈宗演と野々垣直次郎のバンコクでの遭遇

野々垣直次郎という氏名は、1888年の旅券下付表や、1891年6月に名古屋産品を買付にきたタイ人官吏クンペエを世話したことを報じた扶桑新聞の記事に見出された。

しかし、これだけでは、野々垣が在タイしたのは、何時頃なのかは判らない。彼は1891年半ばには名古屋でクンペエの世話をしているから、この時期の在タイはあり得ない。また、1888年に旅券を取得しているが、直ぐに渡タイしたとは限らない。野々垣の在タイ時期が確認できる資料は、1889年7月に渡タイした釈宗演の書翰である。

山口輝臣「釈宗演—その《インド》体験」（小川原正道『近代日本の仏教者—アジア体験と思想の変容』慶應義塾大学出版会、2010年所収）の166頁は、釈宗演について次のように紹介している。

「釈宗演（1859-1919）という名を聞いて、思い浮かべるものは、人それぞれだろう。管長を務めた円覚寺〔1892年、34歳で円覚寺管長に就任〕や住持として過ごした東慶寺を思い出す人もあれば、政財界にわたる華やかな支援者たちを挙げる人もいよう。また明治二六（一八九三）年にシカゴで開催された万国宗教会議に出席するといった国際的な活躍、とりわけ弟子ともいべき鈴木大拙とともに、禅を西洋世界に紹介した功績を思い起こす人もあるだろう。あるいは夏目漱石の『門』の参禅場面で登場する老師のモデルとして知っている人もいるかもしれない。

釈宗演は、1887年3月8日に横浜を発ち、3月31日にイギリス植民地セイロンのコロomboに到着。4月2日には、コロomboから140キロ弱南下したゴール（Galle）に到着、林董の紹介状をもって同地のグネラトネ（Edmund Rowland J. Gooneratne, 1845-1914）³を彼の屋敷（Atapattu Walawwa という名の古い屋敷で現在はホテル。このホテルのHPにグネラトネの経歴紹介がある）を訪ねた。釈宗演は、グネラトネが邸内に設けていた仏事用の庵（Simbali Avasaya）に4月7日まで泊まり世話を受けた。彼は、旅行中毎日のように酒を飲んでいたが、ゴール到着を以て禁酒とした（新訳・釈宗演『西遊日記』（2001年、大法輪閣、79頁）。

グネラトネは、林董、南条文雄など日本の指導的人物と交流をもっており、日本人仏教徒の留学を呼びかけていた⁴。それに応じた、真言宗三会寺（さんねじ、現横浜市港北区）の住職釈興然（1849-1924）は、1886年10月にゴールに到着し、グネラトネの世話でカタルワ（Kataluwa）のRanwella Purana寺（当時はSwarnawalukarama寺とも称し、釈宗演は語意から「金沙寺」と訳した）の住職である般若尊者（Pannasekhara）の下で87年2～3月頃沙弥に出家した。釈興然は、末寺32ヶ寺をもつ三会寺の住職を1882年から勤めており、外国語は一切知らず、年齢も37歳になってはいたが、セイロン行きを決意したのである。般若尊者の師は、著名なセリスマナチッサ大尊者（1795-1891、以下大尊者と略す。フルネームは、Bulathgama Dhammalankara Siri Sumanatissa Nayaka Thera. Bulathgama Sumana 比丘と言う名の方が一般的）であり、Ranwella Purana寺は大尊者が建立したものである。

大尊者も般若尊者もアマラプラ〔ビルマ〕派に属し、グネラトネは両師との関係が深かった。

グネラトネは釈宗演も両師に紹介し、釈宗演は1887年4月7日に、ゴールのグネラトネ邸からカタルワのRanwella Purana寺に移った。カタルワは、ゴールから南東に10マイルほど下った、風光明媚な海岸と大きなKoggala湖の間にある。同寺には、釈興然が沙弥として先住していた。

³ グネラトネはシンハラ人の名門の出で、ゴールにおける最有り現地人官吏（Atapattu Mudaliar of Galle）であるだけでなく、深い学識を有する文化人であり、熱心な仏教徒で仏教復興運動の指導者でもあった。

イングランド国教会がコロomboに創立したパブリックスクールに、彼が1860年代前半に学んだ時代の日記は、よく知られている。1865年に現地人官吏に採用され、通訳、知事補佐、警察署長、土地登記官などとして南部県各地で勤務した。1883年にはその功績により、セイロン総督が現地人高官に与えるMudaliarの称号を得た。32年間の官吏生活ののち、1897年に退職した。彼は南部県の3ヶ所にプランテーションを所有していた。

（“Sri Lankan Sinhalese/Burgher Family Genealogy” <http://www.rootsweb.ancestry.com/~lkawgw/gen1001.html>）。

セイロンで植民地行政官として働き、そのキャリアの初期にはゴールで治安判事の職にもあった、パリー語研究者Rhys Davids（1843-1922）は、上司と衝突して帰国後、1882年から1904年までロンドン大学のパリー語教授を務めたが、彼はパリー語仏典の刊行のために、Pali Text Societyの創立に尽力し、1882年から出版物の刊行を始めた。グネラトネは、パリー語仏典を校訂編集して同会からいくつもの出版物を出しただけでなく、セイロンにおける同会の窓口も務めた。なお、同会には、チューラーロンコーン王も寄付金を提供している。

⁴ 奥山直司「日本仏教とセイロン仏教との出会い：釈興然の留学を中心に」、『コンタクト・ゾーン』第2号、2008年、に精緻な研究成果が記されている。

宗演は、5月7日のウィサーカプーチャーの日に、盛大なお祭りの中で沙弥として得度受戒した（前掲新訳・釈宗演『西遊日記』、110-111頁）。

大尊者は、1795年にスリランカの中中部に生れ、同地の шам派で得度したが、その後南のゴールに移り、アマラプラ派に再出家した。ミャンマーでの修行からセイロンに戻った後、1864年にラーマンニャ（Ramanna）派を創立した Ambagahawatte Saranankara 比丘（1832-1886）も、大尊者の弟子であった。（因みに、ラーマンニャ派はタイのタマユット派に類似していると言う。）大尊者は、このようにセイロン仏教の3派と親密なコネがあった。彼は、そのコネを仏教復興運動組織化に利用した。彼は仏教3派全てが参加して1860年代に展開された仏教・キリスト教論争（Baddegama controversy）における主要人物である。彼は、セイロンのみならず、 шамの国王〔ラーマ4世王（1804-1868）〕からも寄付を得て、1863年（ママ）にセイロン仏教徒の最初の新聞印刷所（Lankopakara Press）が創設されることを助けた。神智学協会創立者のオルコット大佐（Col. Henry Steel Olcott）とブラヴァツキー夫人（Helena Blavatsky）が、1880年に初めてセイロンを訪問した際、最初に訪ねた寺院は、ゴールにある大尊者の寺院〔Sri Paramananda Vihara〕であった（K.N.O Dharmadasa, *Language, Religion, and Ethnic Assertiveness: The Growth of Sinhalese Nationalism in Sri Lanka*, University of Michigan Press, 1992年、334頁）。両人は、この時、大尊者から五戒を授けられ公式に仏教徒となった。オルコットはセイロンの仏教ナショナリズム運動においても重要な役割を演じた。なお、日本の仏教徒は募金して1889年前半にオルコットを日本に招待している。

Lankopakara Pressが1860年代初めに発刊した、シンハラ語新聞 Lanka Lokaya は、セイロンの仏教復興運動上に大きな役割を担った。それを印刷したイギリス製印刷機は、ラーマ4世が大尊者に寄贈したものであった。この印刷機は今日に至るまで、Ranwella Purana 寺に保存されている⁵。

ラーマ4世と大尊者との交流を示す資料の一つに、チャオプラヤー・ティパーコーラウオン『ラーマ4世王年代記』（タイ語）がある。同年代記の記述によれば、1853年初めにラーマ4世は、セイロンに10名の僧を、60人の兵士の従者を付して派遣した。使節は1853年1月8日にバンコクを出発し、1月25日にシンガポール着、2月6日に同地を発って、2月18日にセイロンのゴール港に到着した。この時、大尊者や同地の高官が使節を船まで出迎えた。タイ使節はゴールからキャンディに向けて出発する3月1日まで、大尊者の Sri Paramananda Vihara 寺院を拠点として活動した。

大尊者とタイとの交流は、5世王（チュラーロンコーン王、1853-1910）時代にも継続し、大尊者は、般若尊者、グネラトネらと共に、1886年にタイを訪問し、1886年6月6日には、5世王に拝謁して、同王にセイロン仏教の庇護者になるようお願いし、同夜チャオプラヤー河を結界として河上の船中でタマユット派に再出家した⁶。この時、大尊者は90歳を超える高齢であった。

⁵ ラーマ4世王寄贈の貴重な印刷機を保管している Ranwella Purana 寺は、2012年11月に火災で炎上した。印刷機も被災したが、灰燼に帰すまでには至らなかったようである。タイ外務省のHPによれば、同外務省は、ラーマ4世王との縁を考慮して2013年3月に寺院再建費の一部として20万バーツを、スリランカ外務省を通じて寄付した。2014年10月22日に同寺の再建竣工式が行われ、タイの臨時代理大使も式典に招かれた。

⁶ 1886年6月のセリスマナチッサ大尊者らセイロン僧侶のタイ訪問と大尊者のタマユット派への再出家は、百数十年前のアユタヤ時代にセイロン王がサンガ（仏教出家者の集団）再興のためにアユタヤ王に国書を寄せて以来のタイ・セイロン仏教関係史上の大事件であった。『Chotmaihet Phrarachakit Raiwan（国王行事日誌）』（タイ語）の1886年6月6日の項には次のように記されている。

「本日、プラ・セリスマナチッサが拝謁を願い出た。午後5時過ぎ、国王は謁見の間にお出ましになり、係官とグロムマー

ン・ワチラヤーンがブラ・セリスマナチッサ [大尊者のこど] を先導してきた。国王は然るべく応接され、ブラ・セリスマナチッサが文書を捧呈した。文書に曰く、国王にセイロン仏教の擁護者になって欲しい。セイロンのサンガはアマラブラ派、ウバリーウォン派 [シヤム派]、ラーマン派など3~4派に分裂し、規律についての考えも異なる現状にある。そこで各派の長老が一つの派に統合することを協議した。しかし、国家の統治者は仏教を信仰してはおらず、仏教の擁護者を探すことは難しい。そこで仏教徒は、世界にシヤム国ほど仏教が栄えている国はなく、世界の王者で仏教を信奉されているのはシヤム国王ただ御一人だけであるので、国王にセイロン仏教の擁護者をお願いするに如くはないという見解で一致した。そのため、アマラブラ派のブラ・セリスマナチッサ外2名の僧侶が海を渡り遠路はるばる来訪し、また、シヤム派の長老セリスマンガラも代理の僧侶を一人同行させている、と。ブラ・セリスマナチッサは、セイロンのサンガの意思を奏上した。傾聴された国王はこのほか、お喜びで、タムユット派の規律を学ぶためにシヤムに留学してくるセイロン僧を庇護すること及びセイロンの全ての僧侶を庇護し支援することをお引き受けになった。国王はグロムムーン・ワチラヤーン [法親王] に、セイロン仏教の擁護者となって、仏教を一層盛にしたいとお話しになった。ブラ・セリスマナチッサは、タムユット派の長老に、タムユット派の規律を学んで実践したいと求めた。グロムムーン・パワレート、グロムムーン・ワチラヤーン、ソムデット・ブラワンラット、ソムデット・ブッタコーサナーの長老僧たちは、承諾し全員、水中に浮かぶ警察の船アーサーワディーロット号上集まり、河を結界としてブラ・セリスマナチッサのタムユット派再出家の儀式をその晩に行った。セイロンが仏教の規律をシヤムに求めたのは、今回が二回目である。アユタヤのプロマゴート王時代、まだセイロンが王者によって統治されていた時、国書をアユタヤに送って来てシヤムの僧侶の派遣を求めたことが第一回目である。同王はブラ・ウバリー長老とその弟子に仏教弘布のため渡海を要請された。それでセイロンにウバリーウォン派 [シヤム派] という名のサンガが生じ今日まで存続している。第二回目の今回は、セイロンには王者はなく仏教を信仰しない者たちが統治している。それ故シヤムに見るような仏教の興隆はない。セイロンの長老僧侶と仏教徒から、シヤム国王を仏教の擁護者に推戴したいという意思を知らされたチュラーロンコーン王は、深く同感され喜ばれた。長老僧侶と仏教徒の希望に添ってできるだけ援助することをご嘉納になった。」

また、国王秘書官長であった王弟ソムモット親王は、日記 (タイ語) の1886年6月6日の項に、次のように記した。
 「今日、グロムムーン・ワチラヤーンがブラ・セリスマナチッサを先導して国王に拝謁させた。拝謁には (ワチラヤーンの他に) ブラ・キティサーナムニーも立ち会った。私はグロムムーン・ワチラヤーンに会い、彼とセイロン僧を読書室に待機させた。一方、ブラ・セリスマナチッサは今晚タムユット派へ再出家した。それはブラヤー・ナワラットが管理するアーサーワディーロット号上で執行された。グロムムーン・パワレートが戒和上、他の2師はグロムムーン・ワチラヤーン (タイ) とブラ・アリヤムニー (ラーマン) である。二人のソムデットなど高位の僧たちが立会、少し離れて16名の青年僧 (全てパリアン保持者) も並んだ。……本日午後5時過ぎ国王は謁見の間にお出ましになり、まずグロムムーン・ワチラヤーン一人を召されて様々な話をされ、それからブラ・キティサーナムニーにブラ・セリスマナチッサを案内させて引見された。ブラ・セリスマナチッサはバリー語で書いた、長々しい文書を捧呈した。要約すれば次のようになる。即ち、国王にセイロンの仏教を支援して頂きたい。セイロンにタムユットを弘布するため、50人 (30人でもよい) の僧侶を収容してタムユットを学び実践することができるタムユット派の寺院を新設して欲しい。既存の古い寺院を使おうにも狭隘に過ぎて使えない。例えば、ブラ・セリスマナチッサ大尊者が居る Sri Paramananda Vihara 寺はわずか10名を収容できる余地しかなく、般若尊者の居る Swarnawalukarama 寺にはわずか15名しか収容できないから。国王はこの考えに賛成されたが、果たしてセイロンで土地を購入できる権利があるかどうか、イギリスの法律は認めているかどうか疑問が残るので、今後検討することになった。」

1886年以後、タムユット派がセイロンで弘布したかどうかは不明だが、大尊者との会見から11年後、5世王 (チュラーロンコーン王) は訪欧の途中、セイロンのゴールに立ち寄り、大尊者の寺、Sri Paramananda Vihara 寺を訪問した。また、コロンボではグネラトネにも再会している。即ち、1897年4月7日、5世王は御召艦マハーチャクリー号 (船長以下主要船員は英人) に乗り、300人ばかりの従者を連れてバンコクを出発、訪欧に旅立った。4月11日シンガポール着、4月13日同地発。4月19日朝セイロンのゴール着、コロンボより先にゴールに上陸したのは、コロンボは4月20日朝御到着の予定で準備していたからである。4月19日午後ゴール上陸、まず丘の上にある Sri Paramananda Vihara 寺 (故大尊者の寺) に参拝。アマラブラ派の比丘24人と沙弥16人が出迎え、その長セリサンカチッサ (大尊者とは別人) がシンハラ語で歓迎の詞。この寺 (1824年建造) は丘の上にある小さな寺で比丘沙弥合わせて10名くらいしかいない。続いて平地にあり、規模の大きい Gangarama 寺を御参拝、セリスマンガラが出迎えた。国王の行列をゴールの民衆は所狭しと集まって迎えた。4月20日午前1時、ゴール出帆、朝7時過ぎコロンボ着、9時45分御召艦にセイロン副総督、Maha Mudaliar (セイロン人官吏の長) などが出迎え。解でコロンボ港に上陸するとセイロン軍司令官やコロンボの英人官吏50名余、各国領事、現地人官吏の長6名 (全員 Mudaliar か Muhandiram のタイトル有り)、仏僧 (セイロンの全仏教派を代表して祝詞を読んだ)、ヒンドゥー教の祭司が出迎えた。続いて全セイロンの仏教徒の委員会の名で、グネラトネ (Mudaliar Goonaratne (ママ) of Galle) が歓迎詞を読み上げ、Col.Olcott が仏教徒旗を献上した。同日午後、御宿泊所の Queen's House にもコロンボの有力僧侶や仏教徒が訪問。4月21日朝汽車で旧王都 Kandy へ、セイロン総督が出迎え、Queen's Hotel Kandy 泊。セイロン総督主催午餐会 (総督は午餐会後さっさと避暑地に引き揚げてしまった)、その後仏牙 (釈迦の犬歯) があるリガワ寺を参拝、僧侶約500人が歓迎した。国王は仏牙に触ることを望まれたが、前例がないとして断られた。国王は王威を侮辱するもので

釈宗演は、大尊者、般若尊者、グネラトネなどから、タイのタムユット派について聞かされたはずである。

1887年8月4日（タイ暦では9月白分15日、即ち9月の満月）、宗演は、グネラトネ邸内の庵（Simbali Avasaya）で般若尊者、釈興然らとともに雨安居を始めた。雨安居の期間中、この庵に大尊者がタイの比丘を連れてきたり（前掲新訳・釈宗演『西遊日記』、192頁）、タイのラーマンニヤ〔ラーマン・ニカーイ〕派の比丘が訪ねて来たり（前掲書194頁）した。このように同宿したタイの比丘たちから、宗演はタイ仏教事情を聞いたはずである。雨安居は10月30日（タイ暦では12月白分14日、即ち12月の満月の一日前）を以て終わった。

タイでは、雨安居入り（カーウ・パンサー）は、タイ暦の8月黒分第1日、即ち8月（閏月のある年は後の8月）の満月の翌日に始まる。1887年のタイの雨安居入りは、7月6日であったが、この年のセイロンの雨安居入りはタイより1ヶ月遅れであった（更に正確に言えば、満月の日の計算がセイロンはタイより1日早かった）。セイロンでは毎年そうなのであるかどうかは判らないが、1889年7月に来タイした宗演がタイの雨安居入りの日を1ヶ月間違えるという大失敗をしたのは、ここに一因があるかも知れない。

宗演らは雨安居明けの後もグネラトネの庵に留まっていたが、11月18日にグネラトネから次のような話を聞いて喜んだ。「英字新聞が報道しているといつて、グネラトネ氏が話してくれたところでは、わが国の小松宮中将殿下におかれては、最近、ヨーロッパから帰国の船旅のみちすがら、タイ国に巡遊された。タイ国王は、御船に乗り、シンガポールまで出迎えられ（ママ）、そのほかにも、最上の礼を尽くして、殿下をもてなされた。これに先立って、タイ国王の弟君〔テーワウォン親王〕もまた、欧米巡遊のみちすがら、わが日本にも立ち寄られたとの由を聞けば、今後、両国の交際も始まり、私たち仏教者の交流も彼我の間におこなわれるのではないか、と想像して、おもわず顔がほころんでいるのが、セイロンに漂泊している釈の宗演坊その人である」（前掲書）。

これは外務大臣テーワウォン親王が来日して、1887年9月26日に「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」に調印し、両国間に国交が開かれたので、日タイ仏教交流が始まると率直に喜んだものである。

カタルワの釈宗演にはタイ行きの希望が次第に膨らんだようである。沙弥に出家したあとも宗演が長らく滞在したグネラトネ邸内の庵には、しばしばタイの僧が宿泊しただけでなく、宗演にとって最も身近な3名、即ち二人の師、大尊者と般若尊者、それにグネラトネが、1886年6月に1ヶ月以上もタイに滞在して帰ってきたばかりであった。それどころか、大尊者は、バンコクでタムユット派に再出家さえしていたのである。

釈宗演は、1888年末前後には、一年後の1889年末頃に訪暹する計画であると日本に書き送っているが、同宿の釈興然がコロomboのセリスマンガラ大尊者（Hikkaduwe Sri Sumangala, 1827-1911）を院長とする仏学院（Vidyodaya Pirivena）に去った⁷頃、訪暹の時期を半年早くし、89年6月末に

あるとして寺からの献上物を返却し、また国王が奉納した品物は全て取り返してホテルに帰られ、その後の歓迎行事を断られた。4月22日 Kandy の植物園、旧王宮を見学後、汽車でコロomboに戻り、夕方、御召艦でコロombo発（プラーヤ・シーサハテープ『国王ラッタナコーシン暦116（西暦1897）年訪欧記、第1巻』、タイ語、1907年刊行、54-78頁）。

⁷ この後、釈興然は、1890年6月9日に旧都キャンディのシャム派寺院で比丘に出家した。彼は上座部の比丘になった最初の日本人と言われている。

はセイロンを発つことに変更した。

釈宗演は、セイロンを発つ前に、般若尊者から5世王の王弟グロマムーン・ワチラヤーン法親王(1860-1921)宛ての紹介状(『明教新誌』1889年7月28日号)を、グネラトネからはプラーヤ・パーサコーラウォン宛ての紹介状を得た。般若尊者は、3年前の訪タイでワチラヤーン法親王に会ったことがある。また、グネラトネの訪タイ時の宿泊先はパーサコーラウォン邸であった(『能潤会雑誌』第14号, 1886年10月5日, 22-23頁)。

釈宗演は、般若尊者に別れを告げ、1889年6月末バンコクに旅立つ前に、「[般若]尊者は殊に小生[宗演]の行業頑固なるを証明するとて、別紙活版刷りの証明状を被下[くごされ]候」(長尾大学編著『宗演禪師書翰集』, 二松堂, 1931年, 68頁)と、同年6月19日付の鈴木天敬和尚宛ての書翰で述べているが、この証明状は般若尊者の印刷局で4世王が寄贈した印刷機を用いて印刷したものと思われる。同書翰中には、「先日東京の雲照律師[興然の師]より、小生へ書面を被送、律師より般若尊者の印刷局へ半紙六万枚と、蒼龍窟より金二十五円紙料として御送り被下候様子、初めて拝承致候」(同上書, 69頁)という記述もある。

般若尊者とグネラトネの紹介状を携えた釈宗演は1889年7月10日夕刻にバンコクに到着した。しかし、予想だにできなかった、「冷待」, 「厳待」が待っていた。タマユット派出家とパーリ語学習という二大計画は来タイ1週間で断念、7月21日には正に這這の体でタイから逃げ出す羽目となった。彼が、タイは野蛮国、タイ人は無人情と悪罵しつつ、タイから書き送った数通の手紙が残されている。これらを読みながら、彼の身に何が起こったのかを見てみよう。

第1信「略啓。一昨日不取敢端書を以て御報道申上候通り、去る十日[1889年7月10日]夕刻当盤谷府へ着し先づピヤ[プラーヤ・パーサコーラウォン]大臣の家に仮居致候得共、未だ土地の様子も不申殊に大暑にて閉口仕候。扱て当国へ転錫に付ては錫蘭の俱君[グネラトネ]及び般若尊者より当国の大臣皇族方へも夫々添書を被付被下候得共、仲々当地の風俗は一向物に頓着不致風にて決して恃みに相成らざる事と存候。併し不日法親王金剛智三蔵[ワチラヤーン]に謁して就学の方角を可相定心得に御座候。扱又這回当地への旅費は錫蘭にて領収致候御恵送の五十円にて、諸費並に旅費とも辛うじて相弁じ申候得共扱て当地へ着の節は纔二三円の残金に相成り、夫も着早々何物(ママ)にか盗取られ太だ当惑致居候処、幸ひ当地滞在の日本人即ち尾州名古屋の紳商にて野々垣直次郎氏より、金十円借用致し先づ当分の危急を助かり申候。就ては這回右野々垣氏一応帰国且つ横浜へも被罷越候由に付き、小生より相頼み貴商へ被参候筈に致置候間御面会の上にて右十円の借用を返却し、且つ御礼御述べ被下度奉願上候。且つ為念別に端書を以て貴下へ右事情御願に及候也。扱て又兼て御厚情にて帰朝費御周旋被成下候由感謝の至に御座候。右は御都合にて一日も早く御恵送願上候。勿論郵便局へ御照会の上例の錫蘭の延引に相成候様の次第ならば幸に、右野々垣君再応の渡来も有之候間同氏へ御托し被下候とも宜敷奉存候。猶当地の様子は同氏より委細御聞知願上候。一舟老師海蔵老師等各位座下へ宣布御伝声を乞ふ。何れ就学万端好結果を得候上にて縷々御報道に及ぶべく、先は右差当り要用のみ如是に候。

[1889年]七月十三日 暹羅盤谷府 釈宗演洪岳

新堀丑太郎兄坐右(長尾宗軾『宗演禪師の面目』, 隆文館, 1920年, 103-105頁)。

釈宗演が、バンコクで泊まったのは、パーサコーラウォン邸の日本人男性用の部屋である。そこには1888年2月にパーサコーラウォンが日本から連れてきた、タイ語学習中の山本安太郎、山本鑑介の二青年、仏教研究中の生田得能が住んでいた筈である。また、宗演は、来タイ直後なげなしの持ち金も盗まれ無一文になったところを、名古屋の紳商、野々垣直次郎に助けられ10円を借りているので、野々垣も同邸に宿泊していたものと思われる。野々垣は一時帰国のため、1889年7月15日にタイを離れ香港経由で横浜上陸の予定であったので、宗演は借金の返済を横浜の新堀丑太郎に依頼した。

宗演はパーサコーラウォンに、セイロンのグネラトネが宗演に示した程度の待遇を期待していたかどうかは判らないが、初日から冷淡な受け入れに戸惑った。

第2信「卒啓。今朝（ママ）已に一本の手紙を認め野々垣氏へ相托し、着後の事情を申し上げ且つ十円借用御支払の儀御願置き、夫より午後法親王金剛智三蔵の寺へ参り、謁見の上小生此地へ渡来の志願を述べ、錫蘭より持参致せし、般若尊者及俱君等の紹介書を呈し候処、法王（ママ）の申さるるに、今日は已に入制より一日（一昨日雨安居の結制なり錫蘭の結夏〔けちげ〕と一月の相違あり。錫蘭にては来月の満月布薩なり。是れ小生が予想の相外れ候次第）を経過せし事故、居多の僧房尽く比丘沙弥の座位を定めり、一室も空室無之に付き、此夏（げ）に限り〔即ち3ヶ月間〕当寺に滞在為致候事、六ヶ敷く被申、小生も殆ど当惑仕り、已に三英里斗り（当家と該寺との距離）も携へ参り候重き荷物を、又ぞろ当家へ持帰り、右の由当家大臣〔パーサコーラウォン〕に相談致候処、大臣の申すには、然らば先づ当家近傍の寺〔ワット・プラユーン〕へでも今夏（こんげ）は逗留被致、朝午共（ママ）托鉢三昧に、露命を被支方可然との事が、即ち今十四日〔7月14日〕の有様に御座候。扱て這回小生が遙々辛苦を致し、錫蘭より当地へ罷越候志願は、第一比丘戒を受くる心得にて、且つ波利（パーリ）学も愈益勉強の積 当地の大臣方へも、確實なる紹介書を持参致候得共、当地の風俗は仲々淡泊なる事にて、一向頓着致し呉れず、実に予想外の困難を感じ、住居さへ未だ相定まらざる次第に候。素より本来無一物の身にて、海外万里に行脚致し候事故、木の下石の上の艱難は、疾く覚悟に候得共、第一当地にて失望の事は、波利学者の少なき事にて、折角小生の目的も、或は水泡に帰せんとす。錫蘭の般若尊者は、先年当国王の請待にて当府へ罷越され、殊に法親王金剛智三蔵と懇親の間柄にて、万端彼我の事情を被存居候。其尊者の言葉に従ひ、其尊者の親切にて紹介書を貰ひ、当地へ渡来致し候は、素より盤谷府の寺觀の美を慕ひ、山水の雅を愛し、ブラブラ六部行脚を致す積りに無之、唯々清浄の戒統を、日本へ伝へ度き微志にて、始終貴君等の御厄介をも顧みず渡来致候処、目今の処にては未だ住居さへも定らぬ次第、其困却御察し可被下候。若（もし）又或連中に云はすれば、依頼主義は万事あてが外れるとて、嘲けるかも知らず候。併（しかし）大法の為に依頼も卑屈も無之、小生は随分人の股をくぐり橋の下に靴をも捧ぐる所存に候得共、唯一の恐れは、此五尺の身体に御座候。此厄介の体も自分の物と思へば、鴻毛よりも軽く存候へ共、人の物法の物一切衆生の共有物と思へば、余り非常の辛苦を致し、露命を縮め候様の事有之候ては、仏祖に対して報恩の分無御座候。唯々志願成就迄は、此の厄介なる一鬢（らん）の頑肉も、金玉の如く大切に存候。決して小生の気儘にあらず。扱て明日よりは愈跣足にて、知らぬ村園門巷の間に鉄鉢を掛けて、淨乞

食を致す所存に候得共、到着後未だ四五日を経ず、東西も弁せぬ此の地に、乞食するは可なり難儀の事に御座候。且つ当節は九十度強〔摂氏 32.2 度余〕の大暑にて、仲々炎威恐ろしく候得共、急猿樹に上る何ぞ其の枝を扱ばん。縦令火の中水の中でも、法の為と思へば太だ嬉しく存候外、余念無之候。実は這回小生が此地へ渡来せしは、生涯の失策に候。余の事は兎も角も、学問の出来ぬ道に踏み迷ひ候は、返す返すも残念に御座候。是に付けても、錫蘭の般若尊者の御親切を思ひ出し候。若し貴君前報の如く、帰朝費御周旋被下候筈に候得者、天敬老師瑞応老師等へ御相談の上、一日も早く御恵送願上候。且つ東京の方は、万事天澤文雅師と御相談被下候はば、至極宜敷と存候。且つ東京博文堂の伊藤直三氏へも御相談を乞ふ。鎌倉円覚寺中且つ管長老師には、決して御心配掛け被下間敷候。扱て明日の出帆にて、彼の野々垣氏帰朝被致、幸ひ貴商店へ立寄被下候筈に付き、御面会の上にて親しく当地の模様御聞知被下候はば思ひ半に過ぎん。扱て又当地には織田得能〔当時は未だ生田姓〕氏と申す、真宗の学士留学被致居候に付、万事同氏と共に勉強の積りに御座候。然るに小拙此地に向後半も、学問の良師を求め、若し不幸にして明師に逢はずば、再び錫蘭へ参り、波利語の大成を期し度き心願に候得共、是又一个の妄想煩惱に御座候。小生目下の心事千緒万端、一に秃筆に尽し難し。万々御高察を乞ふ。猶々鹿山管長老師始め一舟瑞応の二師へも、手翰を呈し度奉存候得共、右の体多楽（ていたらく）にて卑懐に任せず候間、貴君より直に御話願上候。上来陳述する処は、少々愚痴に相成御愧かしく存じ候得共、実以て当惑の段御察を乞ふ。併し一難を経て一勇を増す位の事は、鞏丸のある蟲の常に候得者、決して小拙の困難の事情を聞いて、御驚き被下間敷候。先は野々垣君の出帆に際し、大急ぎにて乱文相認め申候。御判読可被下候。余の妄想は又次便に譲る。 早々頓首

[1889年] 七月十四日晚 暹羅盤谷府 釈宗演より

新堀丑太郎様 坐下（前掲『宗演禪師の面目』、94-98頁）。

上記第2信（7月14日付）は、7月15日にバンコクを発った野々垣に、第1信（7月13日付）とともに託したものである。なお、第2信中の日時は混乱しているが、次のように解することができる。

結制と結夏はともに安居（出家者たちが雨季の3ヶ月間寺院で集団生活し、外泊を避けて修行に専念すること）に入る（カーウ・パンサー）という意である。カーウ・パンサーの日は、タイでは陰暦8月黒分第1日であるので、1889年は7月13日に当たる。宗演は、7月14日にワチラヤーン法親王を訪ねたので、カーウ・パンサーに1日遅れてしまって、法親王の寺（ワット・ポーウォン）の僧房は満杯になっており空き室がないとして滞在を断られたことになる。

釈宗演（1859-1919）と同世代のワチラヤーン法親王（1860-1921）の冷た過ぎる対応振りから見ると、同法親王と宗演との間には、うまく意思疎通が出来なかった可能性が高い。宗演はパリ語で法親王と話したと次の第3信に書いている。法親王は幼児から高度の英語教育を受け満19歳で出家する前は英語を用いて兄5世王の秘書を務めた能吏であったし、宗演もパリ語よりも英語の方がまだしも達者であったと思われるので、英語で話していればもう少し相互理解ができたようにも思われてならない。

宗演はそれでも、パーサコーラウォンに相談して同邸に隣接するワット・プラユーン（ブンナーク一族の菩提寺）の僧房に住むこととし、且つ生田得能とともに学習をしようと気を取り直した。

しかし、宗演の我慢は2日ももたなかった。ワット・プラユーンの住職に、蜘蛛が巣をはりめぐらし、鼠の糞で足の踏み場もない幽霊部屋をあてがわれた宗演は、遂に怒り心頭に発した。

第3信「過日（十三日）尾州の人野々垣直次郎氏の帰朝に際し小生当地へ着後の景況略申上置候得者〔へば〕定めて小生今回遭難の趣御承知被下候事と奉存候。扱て去る十二日（ママ）法親王へ謁し諸々の紹介書を呈し、パーリ語にて談話の末留学の義を願候処、已に入制後に付き掛錫〔かしやく〕を被断折角錫蘭よりの紹介も水泡に帰し、空しく当家大臣〔パーサコーラウオン〕の許に帰り其の翌日当家の菩提寺へ参り掛錫の義を頼候処明日より来院せよとの事に付き、其の翌日又ぞろ同寺に参り候、然るに漸くにして一の乞食部屋を示して此处に安ませよとの事に付き其の部屋を一見するに、蜘蛛の網鼠子の糞足を措く処なく手を付くる場所なし。顧ふに今時懲役人と雖も是の如き牛部屋には栖息に堪へざらん。併し是が真の苦行三昧と存じ少しも不服には不存候得共、到底此の野蛮国にては、小生の目的を達する事不叶大体の小生の志願はパーリ語なれ共、此の国にては右パーリ語の学者たりし者は寥々暁天の星も啻ならず。小生此の地の僧に逢ふてパーリ語を以て会話を始めんと存ずれ共一般の僧侶は実に無学無識にして、日用の会話さへ碌々出来申さず、但小生が親しく対話してパーリの学者と存じ候ひしは彼の法親王金剛智三蔵とピヤ〔パーサコーラウオン〕大臣の菩提寺住職なる某和尚のみ。然れ共此の坊さん達は根が皇族とか大臣の素姓とかにて仲々権柄強く矢張り俗情を脱せず、特に少々気の利いた坊さんは法要等にて小生等に教授して呉れる暇なく、逆も小生は此の国に見込無之候。小生が余り此の国を信じて来りしは小生の見込違ひなれば、無論自身に小言を云ふの外なく候得共、実以て此国の人間共は無人情無道愛なる事言語道断の事に候。総てが数日の間に於て一日一返〔遍〕の食事も小生に恵み呉れざる様の有様、素より小生は南方式の戒法に準じ、五戒は無論手に金銀は触れずと存じ頭は勿論眉毛も剃り落し、色は炭団〔たどん〕の如く相成り、纒か身に付くる物は仏制の三衣一鉢のみ如何して此窮厄を透らんか、身には一文銭の蓄も尽き候得共仲々素手にては一枚の紙も一足の草鞋も求むる事を得ず、殊に土地不馴の折柄無仏性の輩は外国人と付け込み、無止みに剥ぎ取り致候様の次第、実に盤谷府は聞いて極楽見て地獄、成る程微弱ながらも独立の仏教国なれば、王宮は壮麗なり寺院は美観なり。然れ共人民の無学なる（学者もあれ共）僧侶の無人情無見識なる実に驚き入りたる次第なり。小生錫蘭にありし日尚人民の無気力僧侶の無学識なるを愁ひたり。今や当地に来て当の風俗人情宗教政治の実際を見て之を錫蘭に比すれば、月鼈氷炭も啻ならず即ち錫蘭の風教学術は杏〔はるか〕に当国の上位にあるなり。且つ錫蘭人の法の為に親切なる錫蘭僧の求法者を優待するは実に感心な事共なり。小生は聊か口業の恐るべきを知る。然れ共今回小生が遭遇したる当地の冷待、土人の無情なるは残念憤懣切齒黙泣百千万の言語も之を尽すを得ず。否々右に陳述する処は昨今小生の胸中に鬱積する悲憤の悪煩悩にして、決して之を人に向つて述べざれ共但々貴君に向て此の厄難を訴ふるは、蓋し懇親の間柄なればなり。小生自ら謂へらく我れ海外に行脚して少しく我慢を退治せんと、今や暹羅に来て無明再燃黙止するに忍びず、嗚呼小生の腸も未だ未だ迷ひだらけなりと自ら慚愧の至に候。返す返すも小生が当地へ参りしは一段の見込違ひに御座候。唯々小生の志願を達する見込さへあれば飢え死候迄も決して前志を挫かず候得共、目的の無き此の野蛮国に貴重の時間を費し有りもせぬ信施を剥ぎ取らるるは如何にも

残念なれば、断然と思ひ切り是より香港迄汽船の甲板上に打乗り、支那内地を漫遊して帰朝の途に就く覚悟に極め候得共、昨今の災難身に半文銭の蓄へ無之に付き少々持合せたる道具を売却して香港迄引き揚ぐる事に決し候。身は僧侶にして寺院に錫を掛くる事出来ず法を聞く事を得ず、徒らに当家〔パーサコーラウォン家〕の信施食（一日一飯の）を受け犬よりも劣りたる卑屈な日月を消し候は、日本人の恥辱と存じ千思万考の末事茲に決し候。殊に着後身体十分の健康を得ず多少の病兆も有之候得共、氣象のみは残念と云ふ字と共に愈益壯にして鬼をも引き裂く心持に候得者、決して御掛念は無用に御座候。パーリ語も独学にて勉強致せば致される位の事は已に錫蘭にて相学び候得共、当国へ参り候千万の辛苦が一朝の水泡に歸し候ひしは遺憾やる方なく候。元来当地にも日本人二三十人も在住致居り候得共、一部は学生にして暹羅の土語を学び居り一部は商法家にて金もうけを目的となし、其の下等の一部は御聞もあらん彼の破廉恥の賤婦が色を売り春を鬻ぎ日本の国辱を海外に晒す奴原なりと聞く。小生はパーリと云ふ仏法の原語を求め且つ仏戒を伝へんと目的なりし。然れ共已に其の志願を達するの目的なく豈に此野蛮国に貴重の光陰を消し、師友父母の厄介を掛くるに忍びんや。成程今少しく辛抱を致し一年半も此の地に住居致し候はば、世間の僥倖は必ず有之事に候はん。其僥倖たるや世栄のみ虚名のみ法に於て何の益あらん。是れ小生が怒て此国を去り否々莞爾として笑て暹羅を出づる所以なり。此段深く御高察を乞ふ。扱て此書御一見早々兼て御願置候帰朝費速に香港迄御運送被成下度幾重にも御願申上候。其の金は香港在留日本領事館にて積宗演と御振出を乞ふ。相成るべくは一文にても多きを幸とす。其の中にて少したりとも有用の書籍相求め度存候。先便野々垣氏に托せし書中錫蘭にての諸費一覧を御覧に入れ候。（以下引用者略す）恐惶頓首

此の手書直に一舟老師瑞応老師へ御披見に入れ被下度願上候。

〔1889年〕七月十七日夜十一時 盤谷ピヤパー〔ブライヤー・パーサコーラウォン〕大臣の男部屋にて 積宗演 急書

新堀丑太郎様（前掲『宗演禅師の面目』98-103頁）。

彼が、住職に牛部屋をあてがわれて切れたのは7月16日。急ぎ香港行きの船賃を工面し、デッキパッセンジャーとしてバンコクを去ったのは、7月21日である。船賃の工面のため、セイロンから携えてきた貴重な仏教資料を生田得能に手放した可能性がある。香港に着いた宗演は、ここに居合わせた帰国途中の野々垣直次郎から更に10円を借金した。

第4信「(引用者前略) 小生は錫蘭より十分の紹介を帯び渡航致候にも拘はらず、誰一人の親切に周旋致し呉れ候者無之到着の翌日より鉄鉢を捧げて托鉢せよとの厳待、其他一進一退も金銭に非れば叶はず其無人情なる事は実に錫蘭と雲泥の相違に御座候実に進退維谷〔これきはまり〕候ひしは盤谷数日間の有様、殊に当時身体も不加減の折柄殆んど当惑に暮れ候得共かくてあるべきに非れば持合せの品物を日本人〔生田得能?〕に売却して十三円の金子を得且つ其以前野々垣氏の厚意にて借り候十円の金子も盤谷滞在の費用に尽き辛うじて香港行の明鳳丸と申す蒸汽船に乗り込み、二十一日出帆にて一昨日迄凡そ十日間甲板上飢渴を凌ぎて風雨に晒され、先づ万死中に一生を得て香港迄参り……又ぞろ一困難と存じ候処彼の暹羅にて始めて逢ひ厄介になり候尾州

の紳商野々垣氏、猶当家〔香港の旅館〕に逗留被致居候に付き心苦しく存じ候得共又十円借用致し此金にて、上海へ向け甲板上の汽船にて転じ同地の本願寺出張所へ参り相頼み食料のみにて滞在致候はば、入費も幾分か安く相あがり可申と存じ此次の便船にて上海へ向け渡行の事に決心致候（以下引用者略す）

香港押巴頓街二十二番地鹽増方

〔1889年〕七月三十一日 釈宗演九拜

天敬大和尚、瑞応大和尚 各座下、新堀丑太郎様貴下」（前掲『宗演禅師の面目』、105-108頁）。

次の文章からも宗演は、釈尊の教えをオリジナルの言葉（パーリ語）で理解できる最初の日本人を目指すという大望をもっていたように読めるが、ここに彼の志は道半ばにして雲散した。

「予が不敏を顧みず纔かに一二護法紳士の草鞋を恵むありて遙かに本島〔セイロン〕に渡来せしも専ら釈尊が長広舌〔言語〕を以て演述せられし原語即ちパーリ語を伝受せんが為めなり而して小乗仏教の安心を究むることは之を第二の目的に置くものなり東北の仏教授受連綿寔に法材に富むと雖只釈尊の真言（パーリ）と貝葉の経巻（原文）とを伝来し保存せざりしは豈に遺憾ならずや（中世支那の高僧輩は屢入竺して仏音を伝受せり今將〔は〕た存するや否や日本の大徒にして曾て渡天〔天竺〕して仏語〔パーリ〕を修学せしものあるを聞かず）」（釈宗演『西南之仏教』、東京博文堂、1889年1月刊、63-64頁）。

釈宗演の上記書翰によれば、野々垣直次郎は1889年7月15日にバンコクを発ち、7月末には香港に滞在、その後横浜に上陸し名古屋に帰っている。野々垣は、バンコクを発つ時は一時帰国の予定であった。本当に一時帰国後、再来タイしたのなら、明治22年度前半の8~9月頃に旅券下付を受けてもよいはずである。彼が2度目の旅券下付を受けたかどうかを、外交史料館保存の旅券下付表で探してみたが、見当たらなかった。明治22年度旅券下付表は、本省渡しは全期間が保存されているのだが、府県渡しについては、明治22年4~9月分、即ち22年度前半部分が欠落しているのだ。とにかく、現存する旅券下付表からは、野々垣への旅券下付は、明治21年度の1回しか確認できない。しかし、名古屋の紳商、野々垣直次郎が1889年7月にはバンコクに滞在中であったことは明白である。これから、1891年にバンコクで開店したと言われてきた野々垣商店の開店は、1891年よりも2年遡り、遅くとも1889年半ば以前であったことが判明する。

その後の野々垣直次郎については、名古屋市議員および愛知県議員を務めたこと以外は不明である。即ち、野々垣は、1898年（明治31年）の第4期市会選挙で2級議員に当選した。その際、職業は「無職」、生年月日は嘉永5年8月13日（1852年9月26日）と申告している。彼は、明治37年4月6日に死亡するまで市議員に継続して在任した（名古屋市会事務局『名古屋市会史、第一巻（概説）』（1939年、334頁及び338頁）。当時は市議員と県議員の兼職が可能であったようで、野々垣は、明治32年9月25日に名古屋市選挙区から県議員に当選し、36年9月に退任するまで、4年間県議員としても在職した。彼の住所は横三蔵町3番地、族籍はここでは平民と記されている（愛知県議会史編纂委員会『愛知県議会史、第一巻（明治篇 上）』、1953年、337頁及び463頁）。

第3節 長坂多門

ところで、1889年半ばの時点で、バンコクで商いをしていた日本人は、野々垣直次郎ただ一人であったのだろうか。上述した釈宗演のバンコクからの第3信（1889年7月17日付）に、「当地にも日本人二三十人も在住致居り候得共、一部は学生にして暹羅〔シヤム〕の土語を学び居り一部は商法家にて金もうけを目的となし、其の下部の一部は御聞もあらん彼の破廉恥の賤婦が色を売り春を鬻ぎ日本の国辱を海外に晒す奴原なりと聞く」という条がある。学生とは、山本安太郎、山本鑑介、生田得能らを指すことは間違いない。「商法家」とは当時の用法ではビジネスマンの意味であるが、これに相当する日本人は、野々垣一人だったのか、複数いたのかは明記されてはいないが、釈宗演の書き方からは、複数いたと考えてもおかしくはない。「破廉恥の賤婦」とは言うまでもなく、からゆきさんたちのことであるが、1889年半ばの時点でも、既にバンコクに20名前後が在住していたことが判る。

1891年5～6月に日本商品買付のため来日したクンペエに通訳として同行して一時帰国した山本安太郎が、扶桑新聞のインタビューに「暹羅には斯く日本品を需用すれども商店としては曾て名古屋の人長阪某の雑貨店ありしも今は引払ひて一軒もなし」（扶桑新聞1891年5月28日号）と答えていることを紹介した。また、来馬琢道の前掲『黙仙禅師南国巡禮記』（1916年）中には、「長阪太門」が登場した。

旅券下付表で調べると、明治21年に旅券を取得した者には、本省渡りで山本安太郎、山本鑑介。兵庫県渡りで善連法彦、生田得能、長阪多聞。神奈川県渡りで野々垣直次郎が存在する。長阪多聞は、明治24年10月27日に返納したことが記されている。この下付表には、長阪の本籍地、年齢、族籍、渡航先といった情報は記載されていない（外務省記録3門8類5項8目旅券下付表、マイクロフィルム、リール旅6）。

「長阪太門」と「長阪多聞」とは、同一の人物のように思われるが、それぞれの氏名を、グーグル・ブックスで検索すると、「長坂多聞」で一件だけヒットした。

加藤豊監修・解説『日本におけるマッチ生産、マッチラベル博物館：近代日本のグラフィズム：加藤豊コレクション』（東方出版、2004年）に掲げる「マッチ産業年表」中に「長坂（ママ）多聞」が登場するのである。

この年表によると、日本のマッチ（燐寸）生産は、1876年9月に清水誠が東京本所に創立した新燧社（しんすいしゃ）に始まる。2年後の1878年9月には、新燧社は上海にマッチを輸出し、これが日本製輸出マッチの嚆矢である。79～82年にかけて、関西や四国地方の旧藩の多くで、士族授産施策としてマッチ製造所が開設された。名古屋では、80年に杉山弥三郎がマッチ工場（真燧社）を起し、翌81年には「長坂多聞」が燧巧社（すいこうしゃ）を創立してマッチ生産を開始した。

この年表から、愛知県における初期の燐寸製造業者に長坂多聞なる人物が存在したことが判った。これをヒントとして、次ぎに愛知県のマッチ産業史文献を探して見ると次の文献に出くわした。

即ち、愛知県『愛知県史、上巻』（1914年）の工業編、第10節燐寸の項（十の116-118頁）は、名古屋に於ける燐寸製造の歴史を次のように述べている。

日本人による燐寸製造は、金沢藩士で文部省留学生としてフランスに学んだ清水誠〔1846-1899〕が東京で1875年（明治8年）に着手し、翌年より新燧社の名で大規模生産を行ったことに始まる。

名古屋における最初の燐寸生産販売は、1880年7月に真燧社が開始した。それまで名古屋で販売されていた燐寸は、東京の新燧社のものを除けば輸入品ばかりで値段も高かった。名古屋の真燧社は、1879年に燐寸事業に乗り出した杉山弥三郎が中心となって、発火薬品の調製を担当する麻生頼三郎、資本主たる今井正吉の三名で始めたものである。1881年初めには長坂多門〔本来は朝倉姓、後に長坂と改姓〕が名古屋市下堀川で軸木製造を開始し、「同（1881）年5月、長坂多門も亦仲の町に燐寸製造業を始む、是れ本〔愛知〕県に於る第二の燐寸業者なりとす」、この後愛知県では続々と同業者が出現した。「〔明治〕十六年〔1883年〕真燧社は、株式組織となり其の資本を増し、杉山自ら社長となり、大に斯業を發展せり、是れ県下当業に於る株式組織の嚆矢なりとす、同年9月士族授産の趣旨に依り、本県に於ては、勸業資金一千五百円を該社に貸与して補助せるも、其翌17年〔1884年〕或る事情の爲めに解散し、爾後は、杉山一個人の経営に歸す、然るに当時杉山は自から阪神地方に赴き、清国貿易品とするの目的を以て、種々の調査をなし、翌年〔1885年〕三月大坂川口居留地、清商三番館弘昌号と契約し、輸出向燐寸製造事業に着手せり、是れ本県に於る輸出向燐寸製造の始なり、翌十九年〔1886年〕従来使用の材料は、檜又は楨の二種なりしが、斯業の発達に伴ひ、価格非常に昂騰せるより、杉山は低廉なる姫子松を飛騨国より輸入して、好材料を得たり、同年〔1886年〕三月燐寸業同業組合の組織あり、同組合は間もなく其の組合員、長坂多門を前後二回暹羅国に派遣し、本業販路の視察を為さしめ、内にありては更に北陸奥羽北海道、又は九州等に販路を拓けたるを以て、産額は日を追ひて増加し、外にありては輸入外品を駆逐せるのみならず、二十一〔1888年〕年に至り工賃の低落と原料の安価とに依り、却つて海外に輸出するの端を開けり」。

上記資料により、名古屋の長坂なる者が、シャムに渡航したことは間違いなさそうなこと、長坂は燐寸製造業者であり、「長坂太門」や「長坂多聞」ではなく、「長坂多門」が正しい姓名であるらしいことが判った。そこで「長坂多門」について調べると、いくつもの資料が出て来た。

朝日新聞記事データベース検索では次の記事が見つかった。

「暹羅貿易の計画、名古屋の紳商松村九助〔陶業〕岡谷惣助〔金物問屋〕等の諸氏は暹羅国へ直輸出を試みんことを思ひ立ちそれに就ては先づ彼国の国情風俗等を実視すること必要なりとて之を同地の士族にして是等の事に経験ある長坂多門（ながさかたもん）氏に託したれば氏は万事を担当し周旋最も勉めしを外務省に於ても此挙を賛し特に外務次官よりは曩に我邦に來遊ありし同国皇族デバウラングス親王殿下に宛て添翰を附せられ又大蔵省よりは印刷局製造の壁紙数百種の見本を交付せられたれば氏は渡航の準備を整へ去る十七日発足して神戸に出（いで）たりといふ其携帯せる品物は印刷局製壁紙、愛知県産有名の諸品、岐阜県監獄諸製品、肥前伊万里焼、三重万古焼、三重宝山村伊藤某の醤油清酒味醂、但馬城の崎の麦藁細工等なりと」（朝日新聞 1888年10月23日号）。

この記事の愛知県士族「長坂多門」は、明治21年に旅券下付を受けた「長坂多聞」と同一人物とみて間違いあるまい。

長坂多門の生没年、燐寸製造業に乗り出す前の経歴、或は晩年が判る資料には未だ行き着いていない。現在判った限りで、長坂多門の最も古い経歴に関する資料は次のものである。

「警察における柔・剣道は、明治初年すでに取り入れられ、はじめはおもに撃剣、すなわち剣道が行なわれた。警察官吏として採用された者は、武家育ちの者が多かったところから、いきおい武道が盛んになった。ことに明治十年西南の役がぼつ発した際、この戦役で警視庁の抜刀隊の奮戦が目ざま

しかったところから、撃剣の必要性が認識され、警察官の武道錬磨の気運が高まった。「愛知県警察武道史」によると、明治十三年ころ撃剣は、日比野賢吉（小野派一刀流および無念流）・長坂多門（北辰一刀流）・加藤貫一（同）、柔術では……らの武道家が、相ついで警察官または嘱託として採用され、これらの人たちが一般警察官の指導にあたり、現在の警察武道の基礎を固めた」（愛知県警察史編集委員会『愛知県警察史、第1巻』、1971年、456頁）。この資料からみて、燐寸製造開始前後の長坂は、北辰一刀流の使い手で剣道師範であったようだ。明治の何時頃か明確ではないが、芳賀登『維新の精神 豪農古橋暉兒の生涯』（雄山閣、1993年、187頁）には、「現今愛知県奉職之朝倉多門」という記述が見出される。長坂の旧姓は、朝倉であるので、旧姓時代のものかもしれない。いずれにしても、長坂は愛知県庁と関係があったことは間違いない。県庁との関係によって、後述するマッチ製造業のために愛知県から2000円の融資を受けることが可能になったものと思われる。

名古屋で最初に燐寸製造業を起し、かつ長坂のシャム派遣にも関係した、杉山弥三郎（1853-1920）が、1901年12月13日付で作成して名古屋市に提出した、「杉山弥三郎功勞事蹟」は、杉山が燐寸製造に従事するまでの経歴を次のように記している。

愛知県名古屋市高岳町十二番戸士族 燐寸製造業 杉山弥三郎 嘉永5年12月〔1853年1月〕生、1869年に家督を相続し、1870年4月四等兵隊拝命、同年11月常備兵拝命、71年10月東京鎮台へ召集、74年陸軍伍長、75年除隊帰休、76年愛知県邏卒拝命、77年2月鎮台召集陸軍軍曹、同年11月帰休（新修名古屋市史資料編編集委員会『新修名古屋市史 資料編 近代1』、名古屋市、2006年、709頁）。

即ち、杉山は17才から24才まで軍人・警察に任官した後、79年から燐寸製造に転身したのである。なお、杉山は1907年9月から名古屋県議員を7年4ヶ月務めた。死亡したのは1920年12月17日である（愛知県議会史編纂委員会『愛知県議会史 第一巻』1953年、465頁）。

士族たる長坂の青年時代は、杉山に近いものであったのかも知れない。

長坂は、1881年に燐寸製造業起業資金として、愛知県から2000円を2年後の返済を約して借金した。前掲『新修名古屋市史 資料編 近代1』、716-718頁には、返済期限が到来した1883年から85年にかけて長坂が愛知県に提出した3回にわたる返済期限繰延および利子分の棄捐願の文書が収録されている。明治18年（1885年）1月23日付で、長坂が愛知県に提出した拝借金利子棄捐願は次の通りである。この願は、元本だけはどうにか完済するので、利子は棒引きにして欲しい、もし認めてもらえなければ休業せざるを得ず、自分のマッチ製造業は名古屋の主要産業として発展しつつあるのに、その芽を摘まれ、また百人余の従業員が路頭に迷うことになるという、虫の良い半ば強迫的内容である。

「拝借金利子之儀に付願、

私儀摺附木〔マッチ〕製造資本金として金貳千円拝借金仕漸次還納の末残額金六百円也追々延引相成候処漸くして右六百円取纏め候付何時にても還納可仕候然るに去る十四年〔1881年〕右製造開設候処創業の義に付何分諸入費相嵩み加るに世上一般の不景気に遭ひ随て右製品大に下落し最初の資本金は悉皆損毛致し既に閉業も可仕場合之処多分の資金も消耗致し且遺憾之至に候間更に資本を入れ一層勉強致し一昨十六年夏頃より一種特別なる硫黄製を製し大に費用を省き東京大

阪等より廉価に製造せしを以て世間の信用を得昨十七年に至りては他の輸入を防ぎ当地の製品一の物産とも相成日に盛んに及び当今は隣国は勿論江州〔近江〕越前京都地方へ販売の路開け通常の蠟製に至る迄信用を得るに至れり此上尚資力を増し盛んに製造せば全国一般へも可及勢ひなり是れ偏に拝借金を以て一時融通致候付私に於ては困難を凌ぎ今日迄引続き営業仕亦毎日此業に従事する百名余の者多くは窮民なるが故に些々たる雇錢を以て生活せり之れ則救助の一端にも相成深く難有仕合奉存候然る処前頭六百円取纏め方に付ても是迄非常の損害を醸し候義に付容易に纏り不申漸くして元金丈は取束ね候得共利子金の義は如何様尽力候共即今金融相付不申若強て之れを取纏めんとせば資本乏敷折柄に付此上は一時休業可仕場合にも立至り残念の至に奉存候間甚恐多願にて上申仕兼候義には候得共今般上納すべき利子金丈は特別の御詮議を以て無利子にて御間届の上抵当品御下げ渡被下置候様只管奉懇願候也

明治十八年一月廿三日 名古屋区中の町二丁目 長坂多門㊦

愛知県大書記官 野村賀真殿

さて、前掲「杉山弥三郎功勞事蹟」は、長坂多門をシャムに派遣した背景、経緯を次のように記している。

「明治十九年七月〔ママ、正しくは明治20年9月〕暹羅国外務卿本邦へ来遊あり当時当市〔名古屋市〕の豪商神野金之助〔1849-1922〕は野々垣直次郎を同国に派遣するの計画あり我が燐寸業も亦た此の必要を認めたるに依り玩弄物商陶器商七宝焼錦燐焼塗七宝業等と協議し特派員を暹羅国に派遣せんとし自分は他の各業者たる河村治助〔玩具〕松村九助〔陶器〕近藤秀之進本多与三郎〔七宝〕鈴木弥六竹内固忠等と共に発起者となり派遣員を長坂多門と撰定し前記自分等七名の諸貨物代価合計凡そ三千元程並に旅費五百円を長坂多門に附托し暹羅国に渡航せしめ

尚ほ前頭三千元の諸貨物に対しては売上金の一割を報酬として長坂多門に附与すべきことを約束せしが当時当地方の燐寸業は皆な内地向製造而已にて他に此の企図に協同するものなく派遣者長坂多門も他の開墾事業の爲め夥多の損害ありたる場合にて自ら出資すること能はざるより燐寸部分は全く自分一人にて諸般の出資を負担せり。

明治二十年三月〔ママ〕長坂多門暹羅国より帰朝して派遣中の実況を報告す附托貨物合計三千元に対する売上金は僅かに壹千元ありし而已結局二千元と旅費五百円は全損に歸し其視察の報告等亦各業者を満足せしむること能はず茲に於て再び長坂多門より再渡航携帯貨物を出すべき交渉あるも大抵皆な之に應ずる者なきより自分及び河村治助より燐寸並に玩弄物若干を附托し別に京都より織物類若干を附托して暹羅国へ赴かしめたり然るに此回も亦非常に不結果にして長坂多門帰朝后燐寸等の売上代金は毫厘も受取ること能はず自分等は非常の困難を感じたり又同年秋季に至り更に燐寸の新開業者七名に及びたるに依り曾て設立したる五商会を解き各当業者の自由販売となしたり

明治廿一年一月同業組合総会に於て自分は組合頭取となり同廿八年迄継続す」（前掲『新修名古屋市史 資料編 近代1』、712頁）。

「杉山弥三郎功勞事蹟」から、長坂多門をシャムに派遣したのは、野々垣直次郎のシャム派遣に刺

激された、同じ名古屋人ではあるが野々垣直次郎とはグループを異にする商人たちであったことがわかる。

野々垣は名古屋市会、愛知県会議員を務めたのでそのプロフィールは、長坂に比してよく判るが、野々垣のバンコクにおける商売は、販売品も含めて今のところ不詳であるのに対して、長坂の方には、バンコクにどのような商品をもって行ったのか、商売の成否がどうであったのかが判る次の資料が存在する。

前掲 1888 年 10 月 23 日号の朝日新聞記事および杉山弥三郎功勞事蹟から、長坂がシャムに売り込もうとした商品はマッチだけではなく、大蔵省印刷局製壁紙、愛知県産有名の諸品、岐阜県監獄諸製品、肥前伊万里焼、三重万古焼、三重宝山村伊藤某の醤油清酒味醂、但馬城の崎の麦藁細工、玩弄、織物、陶器、七宝焼、塗七宝など多様なものであったことが判る⁸。

「杉山弥三郎功勞事蹟」は長坂多門のシャム派遣から 10 年ほどしか経ていない 1901 年末に作成されたものであるにも拘わらず、長坂のシャム渡航の時期を、実際よりも数年早く誤記している。彼が最初に渡航したのは、早くても外務大臣テワウォン親王が来日して修好通商宣言に調印した明治 20 年 9 月から 1 年余を経た明治 21 年 (1888 年) 10 月であり、後述するように 1889 年末頃帰国して、二度目の渡航をしたのは 1890 年 2 月頃である。

当時、日本製工業品の海外輸出は、マッチ同様、紙でも始まりつつあった。長坂多門は、紙の輸出も企図し、最初のシャム渡航に先立ち、大蔵省印刷局長得能通昌 (1852-1913、薩摩出身、1888 年 9

⁸ なお、日本商人による、シャムへの最初の売り込みから 17 年後、1905 年 10 月 15 日発行の『実業之日本』第 8 巻 22 号に掲載された、吞天生「新發展地暹羅に於ける有望事業 (続き)」に次の記述がある。

「邦人に適するシャム貿易 日本よりの輸入品、▲マッチ シャムで使っているマッチは、総て日本製であるが、日本人によつて輸入せられるでもなく、売捌かれるでもない。悉く支那人によつて輸入せられ、支那人によつて売捌かれるのである。この支那人は大資本で予 (あらかじめ) 日本製の製造者と特約を結び、或は資本を貸して製造させるから、随つて元価も安く、加ふるに、一手専売の有様であるから、大に暴利を占めている。日本人で、これに拮抗してやろうとするのは、中々至難のやうではあるが、大資本を投じてやりさへすれば、圧倒の出来ぬ道理はない。従来多少試みたものもあるが、小資本だから、却つて圧倒せられたのである。現在の輸入高は、三十万円にも上つているから、これを一手に握ることが出来れば、利益のあるのは分りきつている。▲木綿織物 年中裸体で、腰巻一つで暮らす国民を相手だから、木綿織物の需用は極めて広い。シャム人の沐浴といふのは、腰巻をしたままで、水を被 (かぶ) ることで、それが一日に何回も行ふのだから、どんな貧乏人でも、腰巻の十や十五個は用意してある。それに、上流社会になると、シャツも用ふるから、日本の木綿又は木綿縮の類は、随分多額に費消する。これも皆支那人の手で輸入せられているが、もし日本人が直接に貿易の道を講じたならば、大した利益があるに違ひない。▲陶器 これも亦有望品の一つであるが、これを輸入するには、日本に行はれるやうな製法ではダメだ。シャム人は、極めて薄縁の、全体が薄焼の品を好むから、特別にシャム向の焼方にせねばならぬ。又シャム人は、極めて新奇を好む性質だから、形なども、普通の円形でなく、歪んだもの、四角なもの、三角なもの等にして、且つ細長いのを好むから、その辺に余程注意を払はないと、どんな上等の焼方でも、決して売れはせぬ。又かれらは仏教信者であるから仏像のあるものを非常に好む。それゆえ、美麗な彩色で、仏像を焼込もうものなら、争つて買ふは請合ひだ。▲漆器 これも可なり有望だが、陶器と同じく、新奇を好むといふ、シャム人の嗜好に合せぬと、失敗の恐れがあるから、この点は、返す返すも注意を要する。▲用紙、玩具、扇子、团扇 これ等も皆有望である。但し玩具、扇子、团扇等は、年々新案の彩色や、新案の形を用ふのがよい。何時までも同じ形や、同じ色取りで推通せば売れる性質のもので失敗するから、これ亦心すべきことである。▲醤油 シャムには、醤油もなく、味噌もなく、その代りにカビといふものを使ふが、このカビといふのは、小海老を煮て、発酵させて、それに塩を加へて、白で搗いたもので、上下一般に、食事には必ず用ひる。しかし、日本人には何分にも臭くて食へぬので、自分の友人は、わざわざ日本から醤油を取寄せているほどだが、かれらも、醤油の方が旨いといっている。されば、この醤油の輸入は、追々有望になるであらうと思ふ。」(同誌 28-29 頁)。

シャムに売り込むべき日本商品は、17 年の間に大きく変化することはなかったようである。ただ、日本製の商品を携えた日本商人のシャム進出の試みは、華僑商人の厚い壁に阻まれてしまったことは明白である。筆者の吞天生とは、当時シーラーチャー材木会社 (大出資者チャオプラーヤ・スラサックモンリー) の支配人であり、日本に出資者募集のために一時帰国していた松木良助 (1869-1926) 元陸軍中尉の筆名だと思われる。

月末に局長に就任したばかり)を訪ね、得能局長からシャムで局紙(印刷局の製造紙)の注文を取るように依頼された。シャムに渡航して注文を得た長坂は、1889年末ごろまでに帰国し、得能局長に局紙を直接払い下げるように求めた。しかし、得能は直販を断り、三井物産もしくは薩摩出身の豪商岩谷松平(1850-1920)から購入するようにと答えた。この上京時、長坂は、刀根喜太郎を訪ねて、得能局長との行き違いやシャム事情を語った。刀根は、1888年8月に自らが中心となって紙業集談会を組織し、1889年3月からは、『紙業集談会雑誌』を出版していた。紙業集談会の目的は次の点にあった。即ち、「顧みれば昨年八月初めて有志者を会し規約を議定せしより以来毎月一回を期し同業者諸氏と共に集談会を催す所以のものは何ぞや専ら同業の親睦を計り以て商業上相互の経験意匠を吐露し彼れが長を取り我が短を補ひ以て将来に斯業の改良を謀らんと欲するにあり故に同業者諸氏相会する毎に原料栽培製紙改良の方法を議し或は古来の紙史を探り又は海外製紙の景状を報告し或は甲の諮問に対して乙之に答へ丙の意見に就ては丁之を駁する等論議百出愈々出でて愈々熾(さかん)ならんとす斯の如くして進んで止まざれば斯業に裨益を与ふる亦少小に非るべし」(『紙業集談会雑誌』第1号、1889年3月22日出版、1頁)。

1890年1月25日に開催された第17回紙業集談会において、刀根喜太郎は長坂から聞いたことを次のように語り、会員に情報提供を行った。

「刀根氏曰く本会員中洋紙に従事する諸君に一言す 本員[刀根]の知る所の人愛知県の長阪(ママ)多門と云へる人は貿易に熱心なる人にて前年我邦と暹羅国と条約の締結せるや忽ち起ちて該国に渡航し萬国(バンコク)府に一店を開設せり 然るに同氏が前年彼の国に到るの際[大蔵省]印刷局の得能氏より局紙の販路上に就き懇々の依頼もありし由故該国に到り種々局紙の販路を穿鑿して此の程再び当地[東京]に來り得能氏に依頼の復命を為し此際多少の局紙払下の事も談ぜられたる処得能氏の申さるるには局紙の販売は多く三井物産会社又は岩谷松平の両所へ命じ置きたる事なれば直に足下に払下げ難し宜しく両所に就て議すべしとの事なり依て氏[長坂]は顧(おも)ふに固(も)とは是れ得能氏より販路拡張の依頼を受けたればこそ今聊か目的ありて局紙の払下を請へるも彼の両所に何等の特約あるかは知らざるも両所に就て議(はか)るべければ議りもすべし去り乍ら両所より買入る時は両所に幾分の利を占めらる道理にして商算上引合ざる場合あり這は怪しかる次第なれば元々印刷用紙の事なれば斯る手数(て)の掛る局紙を買入れざるも世上製紙会社に乏しからず寧ろ他の製紙会社に特約すれば三井岩谷の手に掛らず颯々(さっさ)と直取引の出来る次第なれば断然印刷用紙の払下は断念して他にて買入の約を結ばれたる由なり 這は別に諸君に報道する必要もなきが如しと雖も夫れに就き諸君に勧告する所は該地[シャム]は随分印刷用紙壁紙等の需用もある由にて壁紙の如きは既に若干の注文も引受け歸られたる位なれば向來倍々(ますます)貿易の望みあることなれば諸君幸に憤發して暹羅通商に従事せられては如何ん 同氏の物語に依れば該地の輸入税は代価百円に付き金三円の割にて何品にても輸入し得べし又た神戸より香港までの運賃は一噸に付き貳円七十五錢にして香港より該地までは同じく一噸に付き高きは四円安きは三元位の割合なりと話されたれば御参考までに申述べ置きぬ云々」(『紙業集談会雑誌』第9号、1890年1月31日出版、16-17頁)。

更に、紙業集談会雑誌第9号には、次の記事も載っている。

「刀根氏と永阪(ママ、長坂)氏の談話、愛知県人永阪(ママ)多門氏は貿易に熱心の人にて暹羅の万谷(ばんこく)府へ一店を開設され紙業の事に就き此の程刀根氏を訪ひ談話の重なるものは同氏

[刀根] が去る廿五日 [1890年1月25日] 集談会にて演説せられたるが尚聞く所に依れば同地 [シャム] の商人は概ね支那人にして土着の商人更に無く土地の人民貧富の懸隔甚しく富めるもの倍々 (ますます) 富み貧困なるものは倍々貧なる由なり又同国は近来大に日本の風俗を好み日本人の風采を欣慕する由なり何故斯く日本人を愛するかといふに其原因種々あるべけれど前年我国へ派遣されたる同国の皇族デパオンセ [テーワウォン] と云る人来朝の際、我国文物の進歩開明の速なるに驚き帰国後事も日本の如くすべし此れは日本が善良なり抔と頻りと日本熱に浮されたるより下人民も聞及びて日本を慕ふ気風の生じたるものならんと云へり又同地には三種の新聞紙ある内其中一種は皇族 (ママ) ビヤバスカラオンセ [プラーヤ・パーサコーラウォン] と云る人の持主なる由同氏 [長坂] が注文を受たる印刷用紙は此の新聞社へ送るもの由曾て同氏が該地 [シャム] に赴き途次香港にて日本商人の話には該地は熱帯地方にて殊に湿地なれば壁紙の如きは逆も需用に成るまじとのことなりしが実際同地に到れば決して然らず随分壁紙の注文もありたる由殊に皇族 (ママ) ビヤスタンと云へる人は大にこの紙を愛せりと云々扱て又同氏 [長坂] は来る二月中旬 [1890年2月中旬] に再び彼の地へ赴かるに付若し会員中依頼せられたき事あらば同氏へ紹介すべしと刀根氏よりの報知あり」(20頁)。

1889年当時、シャムで発行されていた3種の新聞とは、タイ官報やワチラヤーン誌のことと思われる。

上記引用資料からも、長坂多門は、1890年2月頃、シャムに再度渡航したことは間違いないであろう。ところが、現存の旅券下付表を調べてみると、長坂の旅券取得の記録は明治21年の1回だけしかなく、2回目の取得の記録は見つからない。更に不思議なことは、第1回目の旅券を返納した日が、1891年10月27日と記録されていることである。当時は、数次旅券はなかったはずであり、新しい旅券を取得するためには、古い旅券を返納することが必須であったはずであるが。

いずれにしても、扶桑新聞1891年5月28日号に掲載された記事で、山本安太郎が「曾て名古屋の人長阪某の雑貨店ありしも今は引払ひて一軒もなし」と語っているので、長坂は遅くとも1891年初め迄には、シャムを引き払ったことになる。

シャムを引き揚げた後の長坂多門は、再びマッチ製造業に従事した。1894年9月に京都で開催された全国燐寸業大会に、長坂は出席している。

前田正名が同業者団体結成を目的に、全国各地の燐寸製造業者に来会を呼びかけて、1894年9月1～5日に京都で開催された全国燐寸業大会の報告が、『蚕糸・木蠟・燐寸大会資料』(明治中期産業運動資料、第22巻、日本経済評論社、1980年)に掲載されている。当時は、1894年7月に日清戦争が勃発した時期である。日本の燐寸産業は輸出産業として発達しつつあったが、主要輸出先は中国であり、輸出は中国人商人の掌中にあった。9月3日の談話会で、前田は演説の中で次のように語っている。

「支那人が得意先則ち買手なるが為め彼れに依らざれば忽ち輸出の道なしと云ふ恰も燐寸商日本に無しと云ふの状なり蓋し是れ直接貿易の道立たずして居留外人との取引を以て貿易なりと心得る者多く為に今日の如き奇怪の現象を露呈するに至れるなり、若し直輸貿易の道立ち真個外に向ひて商業を営むあらば何ぞ支那商を待たん何ぞ欧米人を待たん却つて此際日本商人の専売に歸し莫大の利益を取得すべき時期なり惜ひかな商工の組織無く内輪喧嘩同士打裏切等の為め商工業とも支離滅裂此千歳得難き好機を見つつ猶悟らざるもの多きこと周章狼狽抑も何事ぞ」(「全国燐寸業大会報告」11頁)。同

日、各地の燐寸産業についてそれぞれの代表者による報告があったが、愛知県については、長坂多門が「愛知県名古屋燐寸業委員」の肩書で次の報告を行った。

「名古屋燐寸業の景況報告、名古屋に於て燐寸の業を開始したるは明治十三年頃なり何れも新規創業のこと故夫々従事する者極めて幼稚加るに函木地軸木薬品等総て土地に於て購求することを得ざる為め大に困難を極め其上製造の粗悪なるが為め販路に苦み一二の製造家は終に閉業するに至り其余の二三は失敗するも屈せず撓〔たわ〕まず従事せしを以て漸次に事業に慣れ継続することに至れり然るに名古屋は木材に富めるを以て函木国（ママ）軸木の製造業者続々起り大に便利を得るに至り十五六年頃より以後製造に従事する者増加し十八年頃は製造家八九名となり幾分の利益を見るに至りたり為めに年々歳々増加して今日に至りては既に二十四名の製造者に及べり去れども何れも聊かなる製造なれば阪神の製造に比較すれば実に微々たること且内国用のみにして輸出用は其時により聊か製造を試る位のものなり然るに利益の点に至りては各自製品を増加するのみにて互に競争して漸次利を得ること僅少なり実に製造するのみにて販売するを知らざるが如し去れども名古屋に於ては開業以来製造業は増加して聊かずつ進歩するも退歩することなし依て向來見込ある土地と考察せり然れども今日迄の如くんば利を得ることなき故向來海外輸出を謀らざるを得ざる故今回の大会を期し一致団結輸出の途を謀らば漸次盛大に至るべき見込なり」（同上報告、51-52頁）。なお、大会決議調印者のリストには、長坂は、「名古屋市中ノ町三丁目、燐寸業者 長阪（ママ）多門」と記載されている（同上報告、22頁）。

長坂多門の名が最後に見いだせるのは、1897年1月10日付の愛知燐寸株式会社、第1回（明治29年下半季）報告に、同会社の株主欄があり、そこに記載された「愛知県名古屋市中ノ町93番戸長坂多門」である（前掲『新修名古屋市史 資料編 近代1』、721頁）。

以上のように、野々垣直次郎と長坂多門は、異なるグループに属する名古屋の商人たちが、1887年9月26日に「修好通商に関する日本国暹羅国間の宣言」が調印され、日タイ国交が開始されると間もなく、新開地シャムでの一儲けを企てて、それぞれ競って送り込んだ士族の人材であった。両人は、1889年（明治22年）には、間違いなくシャムで商いに従事していた。

結び

明治期における日本人のタイへの商業進出に関する既存研究は存在しない。また、同時代もしくは同時代に近い時期に書かれた文献においても、このテーマに関する情報は、部分的断片的であり、タイへ出店した最初の日本人について、そのフルネーム、進出時期、販売商品等について正確な記述は稀であった。

本稿では、タイ外務大臣テーワウォン親王が来日して1887年9月26日に日暹修好通商宣言に調印し、翌88年1月にプレーヤー・パーサコーラウォンが批准書交換のため来日したのち、日タイの人物交流が始まり、殆ど同じ時期に名古屋士族の紳商、野々垣直次郎と長坂多門が、別個にバンコクに出店したことを明らかにした。両者とも出店は、遅くとも1889年半ば以前の時期である。同時代資料（関南商会（石川安次郎）編纂『暹羅王国』、1897年）は、1891年に半年ほどバンコクに存在した野々垣商店が、バンコク即ちタイにおける最初の日本人商店であると記述しているが、本論文で示した事実は、この資料の記述内容を覆すものである。

野々垣直次郎が1889年7月にバンコクに滞在していたことは、この時セイロンからバンコクを訪問しパーサーラウォン邸に世話になった臨済宗僧侶積宗演の複数の書翰から明白となった。名古屋のマッチ製造業者、長坂多門は、各分野の商人が出品したマッチ、大蔵省印刷局製造の紙、玩具、陶器、七宝焼等を持って訪タイした。1891年以前の訪タイは2度に及んだが、大損に終わった。

謝辞

本研究は科研費（研究課題番号：23241082）の助成を受けたものである。